

招集期日 平成23年10月26日(水曜日) 第7日

招集場所 入間市庁舎(B棟)5階全員協議会室

開 会 10月26日(水曜日)午前 9時30分

散 会 10月26日(水曜日)午後 2時36分

出席委員	委員長	金子俊雄	副委員長	永澤美恵子
	委員	石田芳夫	委員	小出亘
	委員	金澤秀信	委員	関谷真奈美
	委員	横田淳一	委員	小島清人
	委員	齋藤國男		

欠席委員 な し

説明のため出席した職員 市民部長 福祉部長 建設部長
区画整理部長 関係職員

委員会に出席した事務局職員 都 築 敏 夫 原 嵩 秀 男
高 山 勇 玉 井 栄 治
沼 井 俊 明 佐 藤 大 輔

△ 開議の宣告（午前 9時30分）

委員長 ただいまの出席委員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

△ 議事

委員長 これより議事に入ります。

日程に従い、本日は特別会計についての審査を行います。

審査順序につきましては、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、議案第82号 平成22年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第83号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第84号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第85号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての順に行います。

まず、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

保険年金課長に説明を求めます。

保険年金課長 おはようございます。それでは、議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要を申し上げます。

平成22年度決算は、歳入総額153億2,440万8,282円から歳出総額151億2,246万5,971円を差し引いた形式収支で2億194万2,311円の黒字決算となっておりますが、これから前年度の形式収支6億8,734万6,471円を差し引いた当該年度の単年度収支は4億8,540万4,160円の赤字であり、その他一般会計繰入金を差し引いた実質単年度収支では、15億7,394万9,749円の赤字となっております。

それでは、決算事項別明細書206ページから207ページをお願いいたします。まず、歳入でございますが、款1国民健康保険税の収入済額、207ページの上段になりますが、33億1,011万9,943円は、歳入全体の21.6パーセントを占めております。保険税の収納につきましては、前年度に引き続き収納対策の充実に努めましたが、収納額では前年度対比9,313万5,624円の減収となりました。収納率のほうを見ますと、現年度課税分の収納率が89.2パーセントで、前年度を0.7ポイント増加いたしました。また、滞納繰り越し分につきましても前年度

対比0.3ポイントの増加となりました。

続きまして、208、209ページをごらんください。款3 国庫支出金の収入済額33億7,305万7,726円は、歳入全体の22.0パーセントを占めております。そのうち、項1 国庫負担金、目1 療養給付費等負担金28億2,822万3,713円は、歳出における保険給付費のうち一般被保険者の療養給付費と老人保健拠出金、介護納付金、後期高齢者支援金の約34パーセントを公費負担として国から受け入れたもので、前年度対比では1億9,011万1,891円の減少となりました。減少した主な要因は、療養給付費等負担金から除外する前期高齢者交付金額が増加したこと及び老人保健拠出金の対象金額が減少したことによるものでございます。

次に、210ページから211ページをごらんください。款4 療養給付費等交付金の収入済額41億1,003万2,000円は、歳入全体の2.7パーセントで、前年度対比3億1,536万1,000円の減少でございます。退職被保険者等の医療費に係る交付金として、社会保険診療報酬支払基金から受け入れたもので、退職被保険者等療養給付費等の減少によるものでございます。

同ページの下段から212ページをごらんください。款5 前期高齢者交付金の収入済額38億4,988万367円は、歳入全体の25.1パーセントを占めており、前年度対比11億7,518万813円の増加、率にして43.9パーセントの増となりました。退職医療制度の縮小に伴い、前期高齢者の偏在による各保険者間の財政調整を図るための埼玉県社会保険診療報酬支払基金から交付されたもので、この増額の要因は前期高齢者の医療費の増加と、新たに平成20年度の精算分が発生したためでございます。

同じく212ページから215ページにかけてごらんください。款7 共同事業交付金の収入済額14億9,716万9,402円は、全体の9.8パーセントで、前年度対比1億1,414万8,280円の減少で、保険税の平準化、財政の安定化を図るための医療費の実績、被保険者数により国保連合会から交付されたもので、歳出の228ページの款7 共同事業拠出金と関連をしております。

次に、214ページから217ページにかけてでございますが、款9 繰入金14億5,000万円は、全体の9.5パーセントで、法定繰入金が3億6,145万4,411円、法定外繰入金が10億8,854万5,589円となっております。

次に、歳出の概要を申し上げます。歳出でございますが、保険給付費、後期高齢者支援金、介護納付金等の医療費関連の支出が歳出の大部分を占めております。

それでは、222、223ページをお願いいたします。款2 保険給付費の支出済額101億4,433万5,015円は、全体の67.1パーセントを占めており、前年度対比7億3,312万2,448円、率にして7.8パーセントの増加となっております。

次に、226、227ページをお願いいたします。款3 後期高齢者支援金等の支出済額18億1,611万1,422円は、全体の12.0パーセントを占めており、前年度対比7,662万6,045円、率にして4.1パーセントの減となっております。これは、後期高齢者医療制度への拠出金として、埼玉県社

会保険診療報酬支払基金に国民健康保険加入者全員が支払うものでございます。

同じく款4前期高齢者納付金等の支出済額312万2,190円は、退職医療制度の縮小による各保険者間の負担の不均衡を平準化するための制度で、前期高齢者の加入割合により、埼玉県社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

次に、228から229ページをお願いいたします。款5老人保健拠出金の支出済額3,608万7,652円は、全体の0.2パーセントで、前年度対比1億7,597万5,468円の減少となっております。これは、老人保健制度の廃止に伴う精算分、平成20年3月分、1カ月分で埼玉県社会保険診療報酬支払基金に納付したものでございます。

款6介護納付金の支出済額7億1,900万8,854円は、全体の4.8パーセントで、前年度対比3,206万2,263円の増加で、被保険者1人当たりの負担額が増加したためでございます。

款7共同事業拠出金の支出済額15億2,185万6,889円は、全体の10.1パーセントを占めており、前年度対比5,946万4,282円の減少でございます。歳入でも触れましたが、保険税の平準化、財政の安定化を図るための医療費の実績、被保険者数により国保連合会に支払うものでございます。

以上、医療費関連支出で合計142億4,052万2,022円となり、歳出全体の94.2パーセントを占めております。この医療費関連支出の伸びは、前年度対比4億5,085万9,308円の増加、率にいたしまして3.3パーセントの伸びとなっております。

次に、230から231ページをお願いいたします。款8保健事業費の支出済額1億5,814万9,321円は、全体の1.1パーセントでございます。40歳から74歳の被保険者を対象とした特定健康診査及び特定保健指導の実施、また被保険者の健康管理のための人間ドック、脳ドックの助成や医療費通知の発送、健康意識向上のため健康まつりでの啓発活動等を行い、増加傾向にあります医療費の抑制を図るための事業を実施いたしました。

以上で平成22年度入間市国民健康保険特別会計の決算概要報告を終わります。よろしくご審査、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

小出委員 資料で、資格証明書のことを出していただいていますけれども、いただいた資料では23年1月1日での発行件数が170件で、9月議会の総括質疑で聞いたのですが、そうしたら113件ということなのですか、57件の減少はどういう要因でこれだけ減ったのでしょうか。

〔(資料番号は) と言う人あり〕

小出委員 資料番号19番です。

保険年金課長 資格証につきましては、毎年10月1日付で資格証発行済み者に対して継続して資格証を発行すると、翌年度1月1日現在、新規に資格証の発送の対象となる者がございます。

それで、この資料に基づきましてお話しいたしますと、23年1月1日現在は170ということで、それまでに昨年1月、22年1月1日発行が210件ということで、これが減少した理由という形でよろしいでしょうか。

小出委員 はい。

保険年金課長 資格証明書につきましては、1年間全然未納な方、また市役所のほうの納税相談に応じていただけない方を対象に発行しております。うちのほうで納税相談を受けた方、していただいた方につきましては、これからの納税計画を立てていただきまして、分納誓約をいただきまして納めていただく方でございます。ですから、納税相談自体が多くなったということにおきまして、資格証の発行件数も少なくなったということが主な原因だと思っております。

小出委員 わかりました。ありがとうございます。

もう一つ、これは資料請求で出していただいた資料で、資格証明書交付所得別内訳というので……

委員長 何ページですか。

小出委員 何ページというか、資料で出してもらったやつなのですけども、資料請求して。

〔(個人で) と言う人あり〕

小出委員 個人です。前に出してもらったやつなので、これで聞いてもいいですか、資格証明書の交付所得別内訳というので。例えば所得が60万円から100万円以下の人の資格証明書の発行件数が何件というのを資料で出してもらったのですけれども、このことで聞いていいですか。

委員長 出ます。

保険年金課長 決算特別委員会の前に、議員さんのほうから個人的に資料の請求がございました。その資料につきましては、私どもも今持っております。

小出委員 では、ちょっとお聞きしますけれども、これで……

〔何事か言う人あり〕

委員長 ここで休憩いたします。

午前 9時46分 休憩

午前 9時47分 再開

委員長 会議を再開いたします。

小出委員 これを出していただいて、23年1月1日現在で発行された資格証明書のことで、さっき言ったように所得別で資格証明書が発行された件数が出ているのですけれども、これ資格証明書を発行したのが23年1月1日で、所得が未申告者の資格証明書が106件、それで申告がゼロ円が8件、それで33万円から60万円が5件、60万円から100万円以下が4件、100万円から

200万円以下が26件、200万円から300万円が14件、300万円から400万円が2件、400万円から500万円が1件なのですけれども、これわかるところで、保険税は幾らなのかを知りたいのですけれども。100万円から200万円以下の26件とか、200万円から300万円の14件ということなのですけれども、これ保険税は幾らぐらいになっているのでしょうか。

保険年金課長 個々の家庭の構成員によって違ってきます。それで、国保税の算定方法は所得金額から33万円の基礎控除を引きまして、それに対しまして医療費給付分、後期高齢者支援金等分、また40歳以上の方がいれば介護支援金分ということで税率を掛けますので、それとあと均等割、平等割等ございますので、それによって違います。ですから、通常税金のほうの税率、医療給付分が5.5パーセント、それから後期高齢者支援金が1.5パーセントですから、7パーセントということですよ。ですから、単純に申しまして100万円から33万円を引いた金額に7パーセントを掛けた金額、それに平等割は世帯に1万2,000円、均等割につきましてはその人数ということですが、ただそこで軽減措置等が働きますので、人数等によって、所得によって違ってきますので、一概に幾らということは、具体的な家族構成員、人数等がないとちょっと算出は困難でございます。

小出委員 200万円以下の人で家族4人で計算すると、大体幾らぐらいになりますか。両親と、夫婦と子供2人ですと、200万円だと。

保険年金課長 済みません、あと年齢構成を、40歳以上の方がいるかないかということをお教えいただけますでしょうか。

小出委員 では、40代の夫婦ということですよ。

保険年金課長 40代の夫婦ということですか。

小出委員 はい。

保険年金課長 資産がある方は、都市計画税を抜いた金額に対しまして40パーセントかかりますので、資産はなしという形でもよろしいでしょうか。

小出委員 はい。

委員長 いいですか、小出委員。

小出委員 はい。

金澤委員 委員長、済みません。いいですか、議事進行で。今質問中ですけれども、せっかくですから待っている間、小出委員から、何のためにこの試算が必要なのかを1度説明して、我々がわかるように、質問の趣旨が。していただければ理解が進むと思いますので、お取り計らいをお願いします。

委員長 では、そのようにお願いします。

小出委員 質問の趣旨は、皆さんおわかりだと思うのですけれども、200万円以下の人のそういう、私が聞いた話で大変な負担だということで、これを具体的に聞いて、これはかなり払うのが

厳しくて、分納したりとか一生懸命やっているのだけれども、なかなか厳しいというところで、具体的にどれぐらいのお金なのかということを知りたいと思ってお聞きしました。

委員長 課長、そういうことであるならば、段階的に資料で出るとお思いますので、どうですか、小出委員。

小出委員 それでは、ちょっと時間かかりそうならそれで、後でもう少し細かく聞くということで、あと具体的な話は、ちょっと先にいきたいとお思います。

委員長 では、資料のほうは後でやってください。

小出委員 済みません。大変だという話を聞くわけです、払うのが。それで、埼玉県では30市町村、これ総括質疑でお聞きしたのですけれども、それで西部11市では鶴ヶ島市とふじみ野市が発行していないということで、これは発行しない分には、総括質疑でも言いましたけれども、発行していて、資格証明書だって、これお金をその窓口で払うようなので、どうしても受診抑制が起こるといふことなのでは、これできたら出ないほうがいいわけで、でもそれでも113件はやっぱり今出ているわけで、出していない市との、入間市とどこが違うのかということを知りたいのですけれども。

保険年金課長 資格証明書発行自体は、国民健康保険法で決まっております。それで、当市の場合は資格証明書を単に発行するのではなく、その滞納者の方と納税の機会を設けたいということが第1点でございます。納税の機会を設けていただければ、うちのほうは資格証明書の発行はいたしておりません。

〔(納税相談じゃない) と言う人あり〕

保険年金課長 納税相談です、失礼しました。納税相談をいただいた方については発行していません。

それで、やはり資格証明書を発行いたしますと納税相談に来られて、それで納める方もおり、その効果的なものもございまして。それとあと短期証明書の発行を兼用いたしまして、収納率のアップにつなげていることも事実でございます。それで、この中に確かに西部11市では、ふじみ野市さんと鶴ヶ島市につきましては発行はしていませんが、ほかの市町村はすべて資格証を発行している状況でございます。

小出委員 そのところで、発行しないほうが、保険があったほうが当然いいわけですね、市民は。それで、相談に来れば資格証明書は発行しないで相談に乗るといふことなのでは、なかなか相談に来ないということがあるわけで、これはやっぱり相談しづらいのではないかなと思うのです。そこがやっぱりなぜか知りたいのですけれども、その辺についてはどういふふうにお考えでしょうか。

保険年金課長 うちのほうも納税推進という制度がございまして、その滞納者のお宅には3カ月に1

度は必ず行って、それからあと手紙等を置きまして対処しております。なおかつ電話をしたり、督促状、催告状も出してあります。そういうことに一切対応していただけない方でございます、実際出しているのは。それで、やはりうちのほうといたしましても資格証明書を発行していて、実際医療にかかったほうが安くなるというような考え方の方もいらっしゃいます。当然10割負担して自分で払ったほうがいいというような、そういう考え方の方とか、または会社に勤めていて、社会保険適用ではなく、給料から天引きされてしまうので、国民健康保険という形で。それで入っていて、なおかつ納めないというような方もいらっしゃいます。

国民健康保険、日本の健康保険制度につきましては、いずれかの保険に入らなくてはいけない、最終的に受け皿となるのが国民健康保険でございます。その国民健康保険の財政状況もかなり悪化しておりますし、皆さんその所得に応じてお支払いをしていただいているという状況等でございます。また、それに対して所得の低い方については軽減、条例減免等がございますので、まず相談をしていただきまして、それで納めていただく、その納めていただくのも、うちのほうもその家族の状況、財政状況、家庭状況等をよくお聞きいたしまして、それで納税計画を立てまして税の意識を高めていただくというようなことが主な趣旨でございます。ですから、資格証明書の発行につきましては、引き続き今後も発行していきたいと思っております。

小出委員 おっしゃることは非常によくわかるのですけれども、ではちょっとまた鶴ヶ島とふじみ野で発行がゼロというやり方については、何かお聞きでしょうか。

保険年金課長 特段この両市について、直接は聞いたことはございません。ただし、県のほうでも委員会等がございまして、資格証の発行につきましては各県内市町村、発行するよにということも言われているということをお聞きしております。うちのほうも、あくまでも先ほど申しました趣旨で発行しておりますので、当然ふじみ野市さんと鶴ヶ島市さんにつきましては、その事情等がどういう事情かということは、詳しくは把握はしていません。

小出委員 できたら、鶴ヶ島やふじみ野でちょっとどんなやり方しているのかということを担当課としても聞いていただきたいのですけれども、そういう方向はできるでしょうか。

保険年金課長 聞くことは可能なのですが、どういう趣旨かと聞くことは可能だと思います。ただ、うちのほうのスタンスといたしましては、先ほど申しましたように納税相談をいただいた方については資格証は発行していません。実際そういう方については、その後すべて応答一切ない方でございますので、先ほど議員さんがおっしゃいましたように未申告者の方がほとんど多いのです、割合的には。ということは、その納税の意識ということがないというような方がほとんどだということを感じております。ですから、まずその法令に基づき、やはり納税義務がございまして、その点についてはお話をしていただきたいということで考えて

おります。

小出委員 窓口で相談しづらいということはないでしょうか、ちょっとぶっちゃけた話、入間市だと窓口に来づらいという話をちょっと聞くのです。所沢とか飯能は行きやすいのだけれどもという話を聞いたことあるのですけれども、そのようなお考えはないでしょうか。

保険年金課長 そういう方はいらっしゃらないというふうに認識しております。というのは、資格証を発行しまして、それで現に資格証明書は1年たつと改善率がかなりございますので、その方につきましては納税相談を受けていただいたり、分納誓約でそれに合った金額を納めていただくように努力していただいておりますので、やはりとりあえずうちのほうにご相談いただきまして、それでその状況等をうちのほうも把握いたしまして今後もやっていきたいと思っております。

小出委員 わからないのは、一生懸命相談してほしいというふうに言われて、こちらの側から働きかけているにもかかわらず、なかなか相談に乗ってこれられないで、こういう資格証明書を発行せざるを得ないという状況になっているというのは、お互いにとってよくないわけだし、納税のためにも相談に来てお話しできるということが大事で、そこがどうも自分の中で埋まらなかったものですからいろいろお聞きしているのですけれども、また少し勉強させていただきたいと思えます。

委員長 よろしいですか。

小出委員 はい。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 大変な部署で、本当に毎日ご苦労様だと思います。ちょっと2点についてお聞きしたいと思います。

報告書の194ページ、高額療養費負担金についてお伺いたします。特に手術などで入院すると1カ月で50万円、100万円という高額な手術がふえていて、それに対して各個人が収入所得に応じて実際負担する限度額が決まっています。ただ、それ以上は、とりあえずは高額療養費ということで1回退院するときに全部自分で立てかえて、高額療養費の制度を使って3カ月後ぐらいに還付して戻ってくるという、これ高額療養費負担金の制度なのですが、これちょっと私のほうも、公明党市議団としても確認させていただいて、実際には立てかえ払いをしなくて済む限度額適用証明という制度があるということで、ただ私が調べさせていただいた時点では、その利用者が3割ぐらいにとどまっていたということで、非常に問題だなどというふうに感じたのです。せっかくあるいい制度、限度額適用という立てかえ払いをしなくても済むということ、この制度の利用状況について、改めて確認させていただきたいと思えます。

保険年金課長 まず、平成22年度の限度額認定証の発行件数でございますが、1,920件でございます。

平成21年度が1,821件でございまして、プラス増加が99件で5.4パーセントの増となっております。

それで、その金額的な内訳でございしますが、平成22年度は現金償還払いのほうで20.7パーセント、それから現物給付、限度額認定証、高齢受給者証等を使いまして、これを使ってかかった方が79.3パーセントということで、平成21年度に比べまして約2ポイントほど上がっております。金額につきましても前年度対比1億1,887万9,719円で、金額では16.3パーセントの限度額認定書の利用率が上がっておるのが現状でございまして。

金澤委員 少し、わずかですけれども、改善をしているということはご努力いただいている結果だというふうには評価したいのですが、まだまだ実際に高齢者が突然の病気、けが等で入院したときに、手持ちの現金、預金がないと、それこそ入院中であるにもかかわらず、借金の相談をクレジット会社などに駆けずり回って、退院までに用意しなければいけないという実態、相談を何度も受けて、これ取り上げさせていただいているのですけれども、今の現状の数字についてはどのような評価をされていますか。

保険年金課長 実際は、100パーセント限度額認定証という形が理想だと思います。それで、うちのほうも議員さんのほうから指摘されまして、広報等、また国保の仕組み等、納付書に入れるときの冊子とか、そういうことで広報等はさせていただいております。ホームページ等にもやっております。しかし、やはり急に急病になってかかってしまう、その金額にもよりますが、医療機関のほうからも、そういう限度額認定証を持ってきてくださいということで言われたにもかかわらず、いや、このくらいのお金だったらいい、払ってしまう、後で請求すればいいと、やはりそういう考え方の方もいらっしゃるというのが事実でございまして。

それと、あともう一つ、国のほうで今度平成24年、25年、まだちょっとこれは進んでいるのですが、この限度額認定証の所得区分をもっと細かく細分化し、それで入院ではなく通院にも適用する限度額認定証を発行するような法令の整備を行っている最中でございまして。それによって、もっと利用率が上がると思います。

金澤委員 今おっしゃられたこと、確かにありがたいのですが、実際にはでも所得が600万円、800万円ぐらいのクラスの方はほとんど変わらないのが実態で、もうちょっと中所得者に対してきめ細かく段階が分かれるよという話は私も聞いていますけれども、実際に限度額適用、つまり個人が例えば8万円なら8万円を超えた負担、例えば8万5,000円とかだったら、では5,000円ぐらいだったらわざわざ市役所に行ってというのは、確かにそういうケースはあるから、100パーセントまでいかないのはわかるのです。ただ、実際には個人で30万円、8万円の負担でいいところを30万円負担して、残りの22万円を還付申請というケースもまだまだあるので、さらにご努力いただきたいのですが、質問を変えて、現在の市内の手術等ができる病院の窓口に、しっかりとそういうポスター等の表示がされているのはどうですか、確認

されていますか。以前これについては、指導をお願いしたいということで要望したはずなのですが、この点いかがでしょうか。

保険年金課長 その指示というか、そういうご議論をいただきまして、各医療機関に入間市医師会を通じまして、その年にポスターを配付し、うちのほうで用意いたしまして配付した経緯はございます。ただ、それがその各病院に張られているかどうかという確認は、私の目ではしていないのが事実でございます。

金澤委員 この限度額適用については、本当に病気になられた高齢者の不安を解消するためにも、さらにご努力していただいて、なおかつ実際の現場を回っていただいて、ポスター等が張られているか、あとはカウンセラーさんいらっしゃいますよね、入院されたときの。支払いを含めたすべてについて、いろいろなカウンセラーの制度がありますので、その方たちがきちんと漏れなくお話をしていただいている、この限度額適用について、制度の利用についてお話ししていただいているかどうか、改めてこれについては確認していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

保険年金課長 再度そのように、なおかつもっと拡大いたしまして、やってまいりたいと思っております。

金澤委員 続けてよろしいですか。

委員長 はい。

金澤委員 もう一点です。報告書の197から198ページになります。特定健康診査事業なのですが、昨年度の決算特別委員会における審査意見においても、健康福祉センターとの連携を密にして受診率向上に努力することということでまとめさせていただいております。まずは、昨年度の審査意見を受けて、具体的にどのような改善を行っていただいたのか、ご努力いただいたのか、検討いただいたのか、その点についてまずご説明をお願いしたいと思います。

保険年金課長 今年度になりますが、まず1点目といたしまして、40歳から60歳までの未受診者を対象に勧奨通知を発送いたしました。これは、10月4日付で送付しております。7,639件でございます。これは、ポストボックスで配付しております。

それと、ことしの8月2日から25日にかけて約1カ月ですが、市役所の1階市民ホールにおきまして特定健診と生活習慣病予防という形でキャンペーンを行いました。これにつきましては、協会けんぽの保健師の方も呼びまして、あと健福センターの保健師さんも呼びまして、あとうちのほうの担当課で行いまして、ここで体重体組成計とか血圧、スモーカーライザー、体脂肪、活力年齢等を実施いたしました。このキャンペーンを実施した中で、8月22、23、24、25の4日間でございますが、保健師におけるそのような実施を行いまして、401名の方が参加しております。市民の方が見えております。

それから、あと特定健診後の結果に基づく健診結果まるわかりコースという形で、これは

健福センターの保健師さんに依頼をお願いしたわけなのですが、これは9月15日から2月28日までの7回にわたりまして各公民館等に出張いたしまして、その健診の見方、メタボリックシンドロームの予防と改善のアドバイスをを行ったところでございます。

それから、特定健診のポスター、リーフレットの配付ですが、通常の配付先に加えまして今年度はイオン入間店、ヤオコー入間仏子店、ヨークマート、丸広、アポポ商店街、グリーンガーデン武蔵藤沢、サイオス、マミーマート金子店等、あと郵便局、武蔵藤沢駅、入間市商工会等をお願いいたしまして、ポスター、リーフレットの配付等を行っております。

それから、特定健診の発送時に、健診で元気UPキャンペーンということで、これは12月までに健診を受けて健康商品を当てようということでキャンペーンを行いました。これにつきましては、入間市茶業協会、埼玉西ヤクルト販売株式会社の協賛を得まして、商品といたしましては狭山茶20名、それからヤクルト30名、そのほかにウィーフィットとか体組計、上腕式血圧計、携帯電動歯ブラシ等の商品が当たるという形で、これを応募券ということで一緒に同封してやっております。これについては、ぼちぼち回収をしております。

それから、あと6月1日号の市報ですが、これにつきましては全ページ、8ページにわたる特定健診の特集を組みました。これにつきましては、医師会の会長さんとか、それから市内に住んでいる方で、早期に発見されて現在健康に暮らしております、そういうことの記事を入れていただいて、8ページでつくっております。それから、あと9月15日号につきましては特定保健指導ということで、これも特集を組みまして、これは全4ページでやっております。

それから、あと24年度に実施する健康窓口の一本化、来年健福センターのほうで特定健診等の窓口が一本になりますので、その点はもっと充実した事業ができると思っております。

金澤委員 もう本当に数え上げれば切りがないほどのご努力をいただいて、健康福祉センターとの連携で健診事業をより推進、強化しようというお話はよくわかりましたが、結論から言って、その報告書198ページの表を見させていただくと、ほとんど変わっていないどころか、下がっているものまであるという非常に残念な結果、ちょっと市民との意識の差がまだまだあるのかなという感じを受けているのですが、まずちょっと数字について確認したいのですけれども、この表の中で特定健診なのですが、一番上の欄、受診率が20年度が31.6パーセント、21年度は受診率31.2パーセントと、この受診率を見ると0.4パーセントのポイントダウンだと思うのですが、右の表で前年度対比で見ると増減率でプラスの1.2パーセントとなっているので、ちょっとこの表が素直に読み取れなかったのですけれども、どういうところで前年度対比の増減についてパーセント出ているのか、これちょっとご説明をまずいただけますか。

保険年金課長 確かにこのパーセンテージを見ますと、これは対象者数に対し受診者数が何人という

ことで、まずパーセントを出しております。それで、前年度対比で、20年度の受診者に対し受診者は100人ふえていますということで、この増減率の1.2パーセントという形で解釈をしていただきたいと思います。受診者の伸び率ということです。大変見づらくて済みませんでした。

金澤委員 そういう数字だということはわかりましたけれども、いわゆる特定健康診査の受診率50パーセントが目標で決められていて、50パーセントいかないと財政的なペナルティー、違反金というわけではないのですけれども、これを支払わなければいけなくなるというときの、この受診率のパーセントで、ここで今出していただいた増減率の1.2パーセントというのは、これ意味あるのですか。各対象者数に対応した受診者の数の受診率31.2パーセント、これがきいてくるのではないのですか、そういうふうに私は理解しているのですけれども。

保険年金課長 確かに議員さんのおっしゃるとおり、平成26年度から後期高齢者支援金に対し10パーセントの加算減算が最高あるということで、数字的には31.2パーセントを使います。この表で申しわけなかったのですが、これは単に受診者数のふえた割合という形で記載させていただきましたので、ちょっと今後研究させていただきます。

金澤委員 ご努力していただいて、例えば特定健診で言えば前年度対比100人ふえたというのはわかるのですが、ちょっとこの増減率だけを見ると何か改善が進んでいるように感じてしまうのですけれども、実際の受診率は落ちていると、残念ながら。わずかだけれども、落ちていると。先ほど言ったように50パーセント届かないと、後期高齢者の支援金のほうで10パーセント加算のペナルティーがあるということなので、今現状、ちょっと質問を変えて、そのペナルティーとなる最大10パーセント加算の予想される金額は幾らぐらいと想定されていますか。

保険年金課長 後期高齢者支援金が、現在の予算ですと約18億円ですから、1億8,000万円ぐらい…

…
〔(ページ数) と言う人あり〕

保険年金課長 226ページをごらんください。決算額で、後期高齢者の支援金、事務費を抜きますと18億1,588万6,000円ですから、約1億8,000万円という形に、単純に計算するとそういうふうになりますが、ただこれにつきましては全国の各市町村の段階別になりますが、それが1パーセントになる可能性もあるし、5パーセントになる可能性もある。もっと将来的な見通しをいたしますと、後期高齢者医療制度のほうが、今の政権で来年廃止になるということが結局今回の通常国会出ませんので、来年出すというお話なのですが、それが出ますと、また後期高齢者のペナルティー自体を廃止してくださいという各市町村、これは市長会とか全国知事会を通じて言っておりますので、これについてはまだ未定なのですが、今現在まだ生きておりますので、ですからそういう金額にはなると思います。

金澤委員 それで、今の話をいただいて、今のまま30パーセント、つまり50パーセントいかなければ、最大1億8,000万円のペナルティーが発生して、国保会計から出ていってしまうわけですね、その半分でも9,000万円です。それを考えたときに、私が何を言いたいかといいますと、この現状の、いろいろとご努力いただいている、しかしなかなか上がらない。いろいろなキャンペーンをやって、いろいろと商品も用意していただいている。それらの予算というのが幾らぐらいなのか、ちょっとまだわかりませんが、9,000万円国のほうに吸い上げられてしまう、広域団体に吸い上げられてしまうのであれば、きちっとその分を、全額とは言わないけれども、何割かでも予算をしっかりと使って、入間市民の健康診断の受診率を上げて、なおかつ医療費を減らすという形に発想の転換ができないのかどうか。今のままでは、少なくとも今の政権が方針を変えない限りお金が出るのはわかっているわけですから、そのような方針転換できないのですか。これはちょっと部長にお聞きしたいです、大きな話なので。

市民部長 今細々といろいろな対応策を申し上げましたが、正直申し上げまして、市として本気で取り組んでおります。ただ、議員さんのご指摘のとおり今30パーセントぐらいのを50パーセントに一遍に持っていくというのは、正直言って非常に困難なことだと考えております。ただ、今年度いろいろな取り組みを今しておりますので、これを少しでも改善していきたいと考えております。

金澤委員 では、逆にお聞きしますけれども、今さまざまな取り組みをしていただいています。本当に頭が下がる思いなのですが、予算がない中で頑張っているなという思いがあるのですけれども、具体的に、では次の次年度の報告では何パーセントを想定されていますか。23、24、何パーセントの見込みですか。

保険年金課長 ことは、こういうキャンペーン等をやったかなり期待をしているわけなのです。それで、県内の各市町村の受診率を見ると30パーセント、うちのほうが平均値より若干上かなという程度です。それで、うんと上でも40パーセントがもう頭打ちになってしまっているのが現状なのです。それで、そういうところはやはり衛生部門、保健事業の健福センターとか、そういうところに部署を移してやっているところは、確かに受診率は40パーセント近くいっているところあります。それで、うちのほうは今年度につきましてはこういうキャンペーン等を行って、若干でも上がればいいかなという形で考えております。

それで、来年は、本来は特定健診、国民健康保険だけの特定健診ではなくて、各健康保険組合もあります。市民の方もいます。そういう保険事業と一体となって、健福センターのほうでその健診事業のほうに力を入れていただくことによりまして、少しいい方向に動くのではないかなという期待はしております。

金澤委員 まず、数字で確認で大変恐縮なのですが、では本年度は40パーセントを目標にして

いるということですのでよろしいわけですね。

保険年金課長 努力したいと思います。それで、国の目標値が24年度は65パーセントなのです。途方もない数字なのです。それで、23年度が60パーセントという形で、それでうちのほうも予算等をつくるときに精査して、うちのほうで幾ら努力しても、やはり限界というのはあると思うのです。それで、他市町村を見ても、どこも苦勞していることはたしかです。それで、やはり市民の健康に対する意識の改革から行っていかないとかなり難しいのかなと、国保特会だけで行うには、少し難しいかなという認識はしております。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 ご努力いただきたいと思います。

委員長 ほかにございますか。

石田委員 最初に、先ほどちょっと出ました限度額認定証、これの周知の方法はどんなふうに行っているのかというところで、特にいろいろな病院にかかる場合がありますよね、所沢だったり狭山で、そういった地域的なものを含めてどんな形で周知されているのか、その方法をちょっと聞きたいのですけれども。

保険年金課長 この前、入間市医師会を通じまして、市内の医院さんについてはポスター等の配付をお願いしたわけなのです。ただ、入間市外にかかる、病院がたくさんございますので、そういう方もたくさんいらっしゃるのですが、そういうほうにつきましては、うちのほうでそういう対処ということは、ポスター配付とか、そういうことはしていないのですが、ただうちのほうで限度額認定証の申請に来られる方につきましては、やはり市外にかかる方とか、そういう方につきましては、例えば狭山の大きな石心会とか、そういうところは必ず医師のほうから、これを持ってきてくださいということであちのほうに来る患者さんというか、その被保険者の方があります。それで、当然広報の媒体としては通常どおり行っております。

石田委員 この限度額認定証というのは入間だけではないですよ、ほかの自治体も全部やっているわけでしょうから、お互いに例えば病院とか医院とか、全部そこに当然国からとか一定程度の指導が入っていないのですか。

保険年金課長 当然国、県からも、その医療機関には行っているということですので。これは法律に基づいたものでございますので。

石田委員 その場合に、例えばどこの病院にかかろうと、高額医療の対象になるという段階の診療費が必要だったら、その病院から既に、何か病院に全部置いておいて、逆に言うとどこの自治体にも申請できるような措置というのはとられていないのですか。

保険年金課長 国保につきましては、その法律に基づいてやっているのが現状なのです。それで、各健康保険組合、それから健保協会ですか、それにつきましては医師のほうからターンアラウンド方式といいまして、うちのほうでデータをその方に渡して、それで署名と住所と印鑑を

押せば、そこでもう限度額認定ができるという方式を行っている組合もあるのです。それで、国保につきましても平成24年度から、そういう方向に持っていこうという意見と、あとそういう方向に進む……高額療養費ですから、そういう方式が来年あたり、もしかすると実施する予定というか、そういう全体的な動きがあるのかなという感じはしております。

石田委員 少なくとも埼玉県内ぐらいは、どこの病院にかかっても同じようにそれぞれの自治体に対して要請ができて、同じような手続に進むように、やっぱり具体的にどんだん市からも県に働きかけることが必要なのではないかと思うのです。これお互いさまなので、法律に基づいたものだし。そういった方向というのは、県に働きかけるというのはどうですか。

保険年金課長 県内の、また今回会議やるのですけれども、うちのほうの入間市としては、そういうことについての議題ということで上げております。それを通じて、また県のほうに行くという形をとりたいと思っております。

石田委員 では、その点は結構です。

あと、出産育児一時金、この関係で報告書の195ページなのですけれども、まず21年度の支給件数が177件に対して、22年度が221件でかなり、44件ですか、急にふえているのですけれども、この要因というのは何ですか。

保険年金課長 要因についてはわからないのですが、とりあえずこの件数を見ると、20年から200件台に入っております。それで、ちなみに23年度の見込みなのですけれども、見込みも大体22年度と同じ250件前後ではないかなという、今推測はしているわけなのですが、この21年度から22年度の40件上がったという現象については、ちょっと分析等はしておりません。

石田委員 そうしますと、21年だけが特殊だったという形で見ただけがいいのですか、あとは大体200件を超える件数が出ているというふうに考えていいのですか。

保険年金課長 失礼しました、私違う資料見ていました。訂正させていただきます。18年が242件、19年が222件、20年が197件、21年度が177件、22年が221件でございます。失礼しました。

石田委員 わからないということで結構なのですけれども、あとこの現金払い、口座振り込み、直接払いというのは病院に直接払ったという意味ですか、直接払いというのはどういう形なのですか。

保険年金課長 健康保険法が変わりまして、直接払いということでうちのほうから本人ではなくて、うちのほうから産科の医院さんに直接払うということでございます。

石田委員 その点は結構です、わかりましたので。

あと、もう一点ちょっとお聞きしたいのが、資格証の関係で、資料の19ですか、ありますけれども、一番最新で10月1日になると居所不明がゼロ、社会保険加入と思われる者ゼロ、居住あるいは全く応答・納付のない者がゼロと、これは全部ゼロになってきたのと、1年以上も納付も相談もないというのが110というので、それぞれ10月1日を見ると147、108、110と

いうことになってきているのですけれども、その間に1月1日までにそれぞれ短期証の人たちが、また逆に資格証に変わっていく人たちが出ているという状況だと思うのです。21年見ると、147から172で15件ふえているのです。それで、22年見ると108から165で、一気に今度は57件もふえていると、これはどういう理由なのですか。21年度に比べてもかなり大幅にふえているものですから、その理由はどういうことなのでしょう。

保険年金課長 この表でご説明申し上げますと、平成22年10月1日が113件です、トータルで。それで、1月1日現在までの資格証明書の113件の方が96件に減少しております。それで、新規に資格証明書の発行の対象者が74件ふえております。合計170件ということでございます。

石田委員 だから、そういった意味も含めてで結構なのですけれども、その大きな要因として、1年以上納付も相談もないものというのが、実際に147から172になっていますよね、21年が。それで、22年が108から165で、それぞれ相談や何かやって短期証の人たちが、こういった姿勢が見られないということで資格証を発行したのだと思うのです。その中で、この大きな差があるものですから、21年度と比べて22年度が。その理由をお聞きしているのですけれども。

保険年金課長 その年度によって、それぞれの状況等は違うと思うのですが、とりあえず居所不明と思われるものにつきましては職権消除とか、そういう市民課との連携で、いない方を落とすというような形で。それで、あとやはり納税相談を行う件数とか、そういう件数のたぐいによって、その年度年度で違ってきます。あくまでも、うちのほうも納税相談、または電話相談でも構いませんので、その滞納者の方と納税相談ができればという形の状況でございますので、その年その年で、その状況に応じてうちのほうは判断しておりますので、それぞれ個々に当たってやっておりますので、ですからこういう変化的な数字が出ると思うのですけれども。

石田委員 その中身をちょっと聞いているのです。だから、具体的に21年度と比べて22年度がふえてしまっているものだから、例えば21年度の対応の仕方と、あるいは22年度の取り組みの仕方が違ったとか、何か違いがあったのかなということで、その違いを聞いているのです。

保険年金課長 平成21年度から、とりあえず今まで資格証を発行している方は別といたしまして、長期に納めていない方、1年以上納めていない方とか、全然納税相談に応じてくれない方については、とりあえず10月1日から3カ月間短期証の発行によって、それで改善を図っております。その短期証の発行によって、かなり納税相談等に応じていただける方もいらっしゃいますので、そういう関係で少なくなったりしている可能性は考えております。

石田委員 短期証の発行や何かを見ていても、717から694、560件ぐらい、年間でも、22年10月1日が717ですよ、たしか。23年1月1日になって694になって、23年4月1日、ここでもって560件ぐらいに変化してきていると、そういうのとあわせると、なかなかその辺納得がいかないので、詳しく聞きたかったのですけれども、中身がどうもはっきりつかまれている

みたいので、結構です。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第78号 平成22年度入間市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留をいたします。

ここで休憩いたします。

午前10時37分 休憩

午前10時50分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

まず、高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 おはようございます。それでは、平成22年度の老人保健特別会計歳入歳出決算について、概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書は244ページから249ページ、決算報告書では200ページになります。

老人保健制度につきましては、平成20年度から後期高齢者医療制度に移行されたため廃止され、その後請求漏れの支払い等などのために3年間の特別会計設置が義務づけられておりましたが、平成22年度末をもちまして、すべて廃止となりました。

平成22年度の決算状況は、歳入歳出の総額はそれぞれ2,968万8,313円で、平成21年度精算及び平成22年度の収支残額2,636万3,343円を一般会計に繰り出し、老人保健特別会計を終了させていただきました。歳出の主なものは、医療給付費及び一般会計繰出金でございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第79号 平成22年度入間市老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留をいたします。

次に、議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 それでは、平成22年度の後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書は256ページから263ページ、決算報告書では201ページから202ページになります。

後期高齢者医療制度につきましては、創設から3年目となり、制度が市民に徐々に理解されてきたこともあり、おおむね順調に執行することができました。なお、市町村は、主に保険料の収納事務及び各種申請等の受付業務を行っております。

平成22年度の決算状況は、歳入総額が10億6,716万1,769円で、歳出総額は10億6,210万6,253円となり、歳入歳出の差引額は505万5,516円の黒字となりました。

歳入決算事項別明細書の256、257ページをお開きください。まず、歳入ですが、款1、項1 後期高齢者医療保険料は8億7,347万5,630円の収入であり、還付未済額の調整後の収納率で98.27パーセントとなりました。なお、普通徴収現年度分の収納率は97.65パーセントとなります。

次に、款3 繰入金、項1 一般会計繰入金、目2 保険基盤安定繰入金1億3,045万7,625円は、均等割の軽減、7割、5割、2割を行ったものに対しまして、県が4分の3、市が4分の1の負担分を繰入金として受け入れたものでございます。

次に、歳出ですが、260ページ、261ページをお開きください。款2、項1、目1 後期高齢者医療広域連合納付金の大事業、広域連合納付金10億3,144万6,151円は、保険料の納付金8億7,540万2,090円、保険基盤安定負担金1億3,045万7,625円、事務費負担金2,558万6,436円の合計額を後期高齢者医療広域連合に納付したものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

石田委員 保険基盤安定負担金の、これ具体的なそれぞれの割合に基づいた対象はどのくらいあったのか、世帯数でも人数でも結構ですから。

高齢者福祉課長 では、お答え申し上げます。

この内容につきましては、先ほども若干関連でご説明いたしましたが、まずは軽減率の7割から申し上げます。7割軽減の方が3,898人でございます。金額はよろしいですか、金額も。

〔(いいです) という人あり〕

高齢者福祉課長 それから、5割軽減の方が268人、それから2割軽減の方が718人でございます。それから、被用者保険の被扶養者に対する軽減、これ5割軽減なのですが、こちらの方が707名ということになっております。

以上でございます。

石田委員 これは22年度ということですね、それ前の経過はどんな傾向なのですか、ここ3年ぐらいでも教えてもらえれば。

高齢者福祉課長 では、お答え申し上げます。

では、まず20年度から今資料がございますので、申し上げたいと思います。20年度が7割軽減が3,130人、それから5割軽減が187人、それから2割軽減が495人でございます。それから、被用者保険の被扶養者に対する軽減、5割軽減ですが、こちらが762人、先ほどちょっと合計言わなかったのですが、今回合計が全部まとめまして4,574名です。

それから、21年度、こちらのほうが7割軽減が3,534人、それから5割軽減が228名、それから2割軽減が625名、それから被用者保険の被扶養者に対する軽減、5割軽減が735人でございます。合計しまして5,122名ということになっております。

以上でございます。

委員長 よろしいですか。

石田委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) という人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第80号 平成22年度入間市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

高齢者福祉課長に説明を求めます。

高齢者福祉課長 それでは、平成22年度の介護保険特別会計歳入歳出決算について概要の説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書は270ページから291ページ、決算報告書では203ページから213ページになります。

平成22年度の決算状況は、歳入総額62億6,665万7,830円で、歳出総額は60億5,050万4,969円となり、歳入歳出差引額は2億1,615万2,861円の黒字となりました。

平成23年3月末の要介護、要支援認定者ですが、4,299人で、前年度と比較いたしますと

269人、率にして6.67パーセントの増となっております。

また、居宅介護サービスの利用状況については、支給限度額に対し60.53パーセントで、前年度と比較して1.77パーセントの微増となっております。

介護予防事業につきましては、特定高齢者通所型介護予防事業を19コース、延べ208回実施し、参加者、修了者数278名となりました。一般高齢者介護予防事業につきましては、延べ228回実施し、4,531人の参加者をいただきました。また、特定高齢者介護予防事業修了者を対象としたフォロー事業は、市内のボランティア団体の協力を得まして実施し、延べ190回、2,658名の参加をいただきました。介護予防を推進することができることになりました。

次に、歳入決算事項別明細書の272、273ページをお開きください。款4支払基金交付金、項1支払基金交付金、目1介護給付費交付金の16億3,422万8,000円は、保険給付費のうち第2号被保険者分、交付割合は30パーセントでございますけれども、として社会保険診療報酬支払基金から交付された交付金を受け入れたものでございます。

次に、276、277ページをお開きください。款7繰入金、項2基金繰入金、目3介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金の1,850万6,455円は、国が介護従事者の処遇改善を図るため、平成21年度に実施された介護報酬3パーセントの引き上げ改定に伴い、介護保険料の上昇を抑制するための財政措置として交付された交付金を介護従事者処遇改善臨時特例基金から繰り入れを行ったものでございます。なお、この基金からの繰り入れは21年度、22年度の2年間で終了することになります。

次に、歳出決算事項別明細書の286、287ページをお開きください。款5地域支援事業費、項2包括的支援事業・任意事業費、目2総合相談事業費1億6,101万5,554円は、前年度対比142万7,001円の減額となっておりますが、これは地域包括支援センターの異動による人件費分などの減額によるものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

小出委員 報告書の205ページで、22年度中の要介護認定申請5,589件で、159回審査会を開いて5,699件の認定審査を行ったということで、先ほどこれ認定されたのが4,299人でしたっけ、それぐらいということで、認定されなかった人が1,400人ぐらいいるわけですが、この認定されなかった人からの意見等は何か出ているのでしょうか。

高齢者福祉課副参事 今の件数、1,400人の差というのは、認定されなかったというわけではなくて、初めて認定を受けた方が、6カ月で再認定を受けなくてはならないということがございまして、その回数で1,400の差が出たということでございます。

小出委員 6カ月間の再認定される間というのは、何らかの形で介護を受けている状況なのでしょうか。

高齢者福祉課副参事 介護度が出てから初めの認定期間が6カ月という形ですから、それで6カ月たって、そのちょっと前にまた再認定をかけるということで、年間に2回認定審査を受ける形になると思いますので、その差でございます。

小出委員 それで、認定結果が、認定されるわけですけれども、これ認定結果に対するいろいろな話が出ていると思うのですけれども、こういうのを吸収するシステムというのはあるのでしょうか。

高齢者福祉課長 今のお話ですと、そういうような苦情も含めてご意見を伺う場所があるかということだと思いますけれども、組織としては県のほうにはございますけれども、市のほうではそのようなご相談も含めて、苦情も含めて担当のほう、高齢者福祉課のほうでお受けしまして、それを、お話をよく聞くとともに調査等も実施しまして現状を把握しまして、例えばどうしてもこの認定結果が納得いかないという方も、数少ないのですが、いらっしゃいます。その場合には再認定というか、もう一回同じ審査をやっていただくということもお話をして、そうお話ししますと、それなら納得するという方が非常に多いのですが、そのような形で再認定といいますか、もう一回やり直しになるのですけれども、そういう形で対応して、その結果で例えば2回同じような結果が出る方ももちろんいらっしゃいます。その場合でも、その結果についてはある程度納得されるという方がほとんどでございます。

以上でございます。

小出委員 22年度は、再認定された方は何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

高齢者福祉課長 再認定、それから……すべての件数が約500件でございます。そのうち実際に審査の不服の関係についての件数は月に数件、二、三件という割合でございます。それ以外の理由もありまして、同じような再び変更するというのもございますので、本当の今ご質問いただいた件につきましては、500件のうち月にすると二、三件なので、20から30というふうに思っております。

小出委員 それで、この報告書の205ページで、認定までの期間が1日、39日から38日に減ったということでご努力いただいたと思うのですけれども、1日減ったというところだと、まだそれほど減ったとは、ご努力は本当に感謝いたしますけれども、やっぱり困っている人にとって38日というのは一月半ぐらいまだあるわけで、今後の対策等はどのようにお考えでしょうか。

高齢者福祉課副参事 今後の対策といいますと、23年度につきましては審査の委員さんをふやさせていただいて、現在では33日になっております。

小出委員 ちょっと今後の見通しなのですからけれども、介護保険料がまた見直されてどうなるかという話が出ていると思うのですけれども、これに対する見通しというのはどのようになってい

るのでしょうか、介護保険料の話です。

高齢者福祉課長 介護保険料につきましては、平成24年度、来年度から変更になるということになっておりますけれども、その後3年間同じ形で保険料はいくという形になっておりますけれども、その関係につきましては、ただいま高齢者福祉審議会のほうと審議を重ねております。国のほうも、報酬改定等も数パーセント上乘せということも、そういう情報もお聞きしておりますので、まだ非常に不確定だという状況でございます。もうしばらくたてば、国からはっきりした指針も来ると思いますので、それでまた審議会にかけてご意見を伺いまして、決定したいというふうに考えております。

以上でございます。

小出委員 最後に一つだけ、これ総括質疑でも聞いたのですけれども、地域包括支援センターの人員の充実というのは、これから見込めるのでしょうか。

高齢者福祉課副参事 今後相談件数もふえていく状況でございますので、その状況を見て人員等をふやしていきたいと考えております。

委員長 ほかにありますか。

金澤委員 まずは、報告書のほうから208ページ、209ページの審査支払委託料についてお伺いいたします。

昨年度もあった決算特別委員会の審査意見について、この審査支払委託料については審査内容の把握に努め、適正な介護サービス事業の運営に配慮することという審査意見をまとめさせていただいておりますけれども、現状それからの取り組み、改善内容について、まずご説明をお願いしたいと思います。

高齢者福祉課副参事 介護認定の適正化を図るということで、市調査員の更新申請についてもできる限り調査を行っているということでございます。あと、要介護認定審査申請件数の増加に伴って、委託件数もふえております。

高齢者福祉課長 ちょっと今ご質問の趣旨と違う回答になってしまって申しわけございません。

これは、先ほどお話があったように、昨年度も議員さんのほうからご指摘いただきまして、改善をさせていただきました。委託はもちろんしておりますけれども、資料について市のほうも、担当者のほうでチェックをさせていただきまして、その結果、誤りも1件見つかりました。そんなことで、最終的には返還をしていただくという対応になりましたけれども……済みません、今の件につきましては、県の指導とともに行ったわけですが、そういう結果も出ました。ですから、資料がうちのほうに来た段階で担当者のほうで、大変事務量がふえますけれども、チェックをして、そういう形で今後に対応していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

金澤委員　そういう縦覧データは、しっかりと市でもチェックするというので、ダブルチェックという意味で一步改善していただいたのかなと、そのかわり事務量的にちょっと大変なのかなという気がするのですけれども、ご努力いただきたいと思います。

この208ページの一番下に書いてある、国保連合会に委託してサービス業者が実際行った請求書の内容をチェックしていただいているわけですが、たしか1件90円30銭、これは変わりないと思うのですけれども、委託をしてやっていただいて800万円かかっているわけですが、請求の記載内容に、事業者への返戻、請求額の減額決定が行われますというふうに記載、これ昨年度の決算報告書にないことを書いていただいているわけですが、具体的に、この国保連合会に800万円を委託して、どれほどの具体的な返戻及び減額査定、実態あるのでしょうか。

高齢者福祉課副参事　受け付け件数が502万4,299件でございます、埼玉県全体です。支払い額が3,002億8,915万4,369円でございます。

〔何事か言う人あり〕

高齢者福祉課副参事　それで、入間市の分なのでございますが、平成22年度の……市町村別は、事業所ごとに管理しているの、埼玉県全体でやっていますので、市町村ごとの内訳は不明ということでございます。

委員長　入間市のことはわからないという意味。

高齢者福祉課副参事　はい。

金澤委員　結局昨年度、この審査支払い、つまり800万円、去年は750万円でしたけれども、お金払って、いわゆる病院でいうと、医療でいうところのレセプトチェックみたいなことをしてもらっているわけですが、不正請求がないとか、過大、過剰請求がないとかチェックしていただいていると、ただその内容が把握されていなかったですねということで、審査内容の把握に努めてくださいということで、昨年度この決算特別委員会で審査意見をまとめさせていただいたということで、ではその点はまだ改善が進んでいないというふうに、ちょっと今の答弁だと理解してしまうのですけれども、補足とか訂正があればお願いしたいと思います。

高齢者福祉課長　今委員さんがおっしゃられたことはよく理解をさせていただいていますし、先ほど県全体の形で、これも市の分も当然出せるだろうというお話でさせていただいたのですが、今の現状では、多分システムの問題とか、そういう出し方だと思いますけれども、そういうことで難しいということで、先ほどちょっと不明という言葉を使ってしまいました。

そして、ちょっと先ほどの答弁の中で漏れていたと思うのですが、国保連合会でチェックをして、またうちのほうももちろんその内容は見ますけれども、返戻と金額が違いますと、例えば重複しているとか、そういう問題で返された分が10万4,211件ございます。

〔(入間市) と言う人あり〕

高齢者福祉課長　それも、入間市が何件というのは出せないということなので、それはちょっと今後検討してほしいということでお話ししたのですが、ですから全体しか先ほども申し上げていないのですけれども、わからないと言われているので、それはちょっと困るよというお話はさせていただきますので、きょうの答弁はそこまでしか、申しわけないのですが、できないのですが、そのような形で要請はしておりますので、済みません、この辺についてはご理解いただきたいと思います。

また、先ほども縦覧の点検をしていますとお話ししましたが、その件についてはこれからも努力してやっていきたいというふうに思っております。

それから、済みません、今担当のほうからいただいたあれで、22年度は入間市の分聞いているということで、今お答え申し上げます。179件、これは過誤請求ということで、要は点検した結果、先ほどの10万幾らか全体を申し上げたけれども、その中で179件が入間市の分だということでお聞きしております。

委員長　課長、資料を持っているなら担当に説明させて……

高齢者福祉課主幹　介護保険担当の新見と申します。お答えさせていただきます。

今課長のほうでお話がありましたとおり、国保連合会のほうに確認させていただいたのですが、恐らく事業者番号単位で集計をとっているという形、市町村ごとではなくて。当然事業者は入間市の方、狭山市の方、その他の方も全部近隣市の分も給付管理というのをやっておりますので、その給付管理をもとにやっておりますので、どうしても現状では入間市の分というのがどのぐらいというのは出せないというお答えでした。今申しました179件というのは、返戻等によりまして、その後いわゆる事業所に、これはちょっとおかしいからと返戻になりまして、その後事業所のほうで確認した結果、請求に誤りがあったという形になりますと、やはり今度もう一度再請求していただくと、それで前の請求を取り下げるとか、新たに請求上げさせる、いわゆる過誤調整という形になります。それが事業者のほうから上がった分が179件だと、これがうちのほうで把握できる現状のものという形になっております。

金澤委員　今わからないという最初のご答弁だけれども、やっぱり結局179件の数字、そこいらちょっとどうなのかよくわからないのですが、私が今ご答弁を聞いていて思ったのは、確かに国保連合会からは市町村別ということですばんとわかりやすい数字は出ないかもしれないけれども、事業者別に出るのであれば、少なくとも入間市内の事業者、それほど数は多くないわけだから、ではその事業者番号で入間市内の業者をピックアップして、事業者ごとにそれを累計すれば出るのではないかなというふうに私は理解させていただいたのですけれども、ただ市外の業者に入間市民も利用しているとか、入間市の業者でも市外の利用者が利用しているとか多少のでこぼこはあっても、ざっくりとした傾向とか概算の数字はわかるのではない

かなというふうに私は理解したのですが、そういうような把握というのはどうなっているでしょうか。

高齢者福祉課主幹 確認はさせていただいたのですが、現状では事業者ごとに何件出るというのがちょっと難しいという、事業者ごと、市町村ごとですね、そういうお答えでありました。また、今後やはりこちらとしてもそういうところを、ちょっと出るかシステム上の問題等があるかどうかは思うのですが、確認はしてまいりたいと思います。

金澤委員 ちょっと私の勝手な推測ですけども、事業者単位では出ているわけですよね。これ今事業者番号別とおっしゃったので、事業者番号別ということで事業者ごとには出ていると、ところが一つの事業所でも幾つもの施設があって、それらが合算した数字になっているから、市町村では単純に分類ができないというふうなことになるのですか。

高齢者福祉課主幹 その辺の集計の仕方というのが、どんなふうに行っているかというのをちょっとはっきり確認はしておりません。結局事業者番号ごとに管理をしているのか、単純にどんどん請求で上がってきたものをチェックして、おかしいものは返戻しているのかという、そういうところまでで、いわゆる集計業務、全体の集計はやっておられましても、個別の集計というのをやっておられるのかどうかというのは、ちょっとわからないところでございます。

金澤委員 わかるのかわからないのか、私わからないのだけれども、179件というのは、ではどこからどういうふうに出てきた数字、もう一回説明してもらえます。この179件は、入間市内の事業所、サービス業者が請求した書類が戻ってきた、過誤請求として訂正した部分というふうに私は聞きました。では、今の説明とちょっとどうもしっくりこないのですけれども、もう一度説明していただけます、わかりやすいように。

高齢者福祉課主幹 先ほど過誤調整というのは、当然過誤調整を行うに当たっては、事業者が市のほうに過誤の調整をしてくださいということで依頼が来るわけなのですけれども、その件数が179件ということになります。最終的に、それ以上に多分返戻とかは件数が当然あったかとは思いますが、その返戻が何件あって、そのうち過誤で来たものが何件というのは、ちょっとそこまでがわからないということで、単純に市のほうに過誤の依頼があったものの件数ということで、179件ということで答弁させていただきました。

金澤委員 ということは、整理させていただくと、数字の金額の修正で申告が出てきたのが179件だけれども、全くこれは、この請求自体が認められないというふうに言われて、そうだなとあきらめた件数がわからないということですよ、それでいいですね。

高齢者福祉課主幹 そういう形で、やはりその中には請求の誤りで再請求したのものもあるかと思えますし、またまるっきり例えば二重に加算をとってしまったとか、そういうことについて請求自体の取り下げの件数もあったかと思いますが、その内訳はちょっときょうは把握してございません。

金澤委員 よくわかりました。では、まずその過誤請求179件の金額は幾らですか。

高齢者福祉課主幹 申しわけございません。これ金額で依頼が来るものではなくて、単位のほうで来てしまいますもので、一つ一つに金額が載っているものではないもので、ちょっと金額までは把握しておりません。単位についても、例えば事業所によって、入間の事業所のみではなくて、入間市の方が例えば所沢市の事業所を使って、そこで過誤が出てくれば、入間のほうに過誤の請求の依頼が来ますので、そのところで単位の地域加算という地域の区分の違いもありますので、一概にちょっと今のところは出しておらない状況でございます。

金澤委員 ちょっとまだまだわからない、勉強しなければいけないと思うのですけれども、でも大きくわかっているのは、審査支払い委託の実態について、また業者の過剰請求、過誤請求の、もうちょっと実態についてしっかりとこれ把握していただいて、悪質な業者がなくなるように、またそういう不正請求がなくなるような予防的な措置、これしっかり厳しくすれば、そういう不正も防げるといふふうに私も考えますので、さらに今後、ちょっと国保連合会との調整もあるのでしょうかけれども、さらにちょっと進めていただきたいなというふうに思います。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 これについては以上です。

委員長 ほかにありませんか。

石田委員 報告書の206ページの特養施設の待機者の関係で、前年比でプラス129人、23年3月末で554人というのですけれども、この数年間の推移がどうなっているのかお聞きしたいのと、近隣もあわせてどのような状況か、お聞きします。

高齢者福祉課副参事 近隣の状況はちょっと手持ちがないのですが、入間市の状況ですと、22年3月31日現在が425人、22年9月30日現在が512人で、今先ほどの554人となっております。

石田委員 その前の、例えば20年、21年ぐらいは把握していないのですか。

高齢者福祉課副参事 21年9月30日が381人でございます。20年度は今手持ちがございません。

石田委員 そうすると、21年9月30日から381人、425人、512人、554人とふえてきているということなのですが、これには例えばダブって申請している人たちは、どのような換算がされているのですか。

高齢者福祉課副参事 名寄せはしていますので、ダブリがないということになります。

石田委員 では、実数として554人が待機者ということなのですから、これ今後どういう形で解決を図っていくような論議がされているのでしょうか。

高齢者福祉課長 その件につきましては、先ほどもちょっと関連でお話ししましたけれども、高齢者福祉審議会、今年度の。これにつきましては、当然のことながら保険料とも関係がございますので、そういうことも含めまして、今高齢者保健福祉計画を作成しておりますけれども、

その中で実際の数字、例えば特養ホームを幾つつくるとか、そういうことも議論されて、また市のほうもその辺を案を出すというような形になろうかと思いますが、これは11月に行われる審議会のほうに、一応その案件の概要といいますか、その辺はお示しをする予定でございます。ただ、これ方向性で申し上げますけれども、このような多くの方の待機者が今おられる現在見ますと、これの解消を目的に特別養護老人ホームをつくっていくという、幾つつくるとはまだ申し上げられませんが、そういう方向で考えたいというふうに思っております。

以上でございます。

石田委員 将来的には、そういう方向を目指さざるを得ないという状況はわかるのですが、今のところ22年度の中の状況で結構なのですか、民間で新たにふやしていきたいという話は幾つか入ってきていますか。

高齢者福祉課長 それは、特別養護老人ホームでよろしいですか。

石田委員 はい。

高齢者福祉課長 そのようなお話は承っております。件数、不確定なものを入れますと3件ほど、そのようなお話を伺っております。

以上でございます。

石田委員 新規にやる場合と、現在のところをふやす場合とあると思うのですが、ベッド数としてはどのくらい民間でふえていく見込みなのですか。

高齢者福祉課長 1つの特別養護老人ホームの最大で、今お話があるのは120でございます。

石田委員 今の120ふやすという意味ですよ。

高齢者福祉課長 今のは、1施設で120というのが最大だと。今3件とお話ししましたが、この設置をしたいというところの一番多い方が、120が多くて、例えば80とか、ほかの方はそういう方もいらっしゃいます。

以上でございます。

石田委員 わかりました。いずれにしろ、審議会に諮っていくと、特養をつくっていくかざるを得ないような状況になってきているのかなという感じがしました。

あと、209ページで、高額介護サービス費の関係で、これもプラス1,490件ふえて9,277件となっておりますけれども、このふえた要因というのは何ですか。

高齢者福祉課主幹 やはりサービスの利用率とかが若干ふえたりした関係で、一定の金額を超えた部分が高額介護サービス費としてお返しの形になりますので、そういうところでふえたのと、あと所得の状況等で、例えば課税から非課税になった方がいらっしゃいますと、その基準というのが下がりますので、そこで今まで対象になっていなかった方が対象になったと、そういうような要因があるかと思っております。

石田委員 そんなに課税の関係で、税金の課税の個々の変更というのは、この年あったということなのですか、それともただ単に収入が減って、所得が減って、課税の水準が下がったという意味ですか。

高齢者福祉課主幹 その辺のところはちょっと具体的にまでは把握はしていないのですけれども、全体的に利用者の方自体もふえておる状況ですので、そういうものもあったことと、今申した課税の状況等、また世帯の状況、世帯課税だったものが世帯非課税で1人世帯になったりしても変更がありますので、それらのものが加算されて、このような数字になったのかと思われます。

石田委員 そうしますと、この傾向として、毎年約1,500件ですよ、こんな状況でふえていくという傾向できているのですか、それでこれからもそうやってふえていく可能性あるのですか。

高齢者福祉課主幹 件数的にどのくらいというあれはちょっとわからないところもあるのですが、金額的にはサービスの利用がふえていきますと、対象の金額、対象の人数等もふえていくことが予想されますので、やはり少しずつというか、10パーセントがふえたりとか、もっと少なくなったりという可能性はあるかと思いますが、ふえる傾向には当然あろうかと思えます。

石田委員 たまたまここは昨年と比べて、21年と比べて22年が約1,490件ふえているということなのですか、あとは大体10パーセントぐらいの増加でおさまるといふふうに見ているのですか。

高齢者福祉課主幹 この年が具体的にここまでふえた大きな理由というのは、先ほど申したような形なのですけれども、ただ今後についても、ちょっと今これから計画をつくっているところでも見込んではおるのですが、やはりある程度の数字はふえていくとは思っております。

石田委員 何かもう少しこの辺の予測というのは、かなり急激にふえているものだから、しっかりつかむ必要があるのかなという感じがします。

それと、あと210ページの基金の積立金、これ残高の推移をできたら3年ぐらいでも結構ですから、どういうふうになってきているのか、お聞きします。

高齢者福祉課副参事 20年度が4億4,633万6,324円、21年度が3億9,859万9,812円で、22年度が3億6,296万8,304円でございます。

石田委員 わかりました。

委員長 よろしいですか。

石田委員 はい。

委員長 ほかにありますか。

金澤委員 報告書の210ページ、高額医療合算介護サービス費負担金についてお伺いたします。

これは、1世帯で例えばおじいちゃんが入院中で医療費がかかっていると、ただおばあちゃんが今度介護が必要になったということで、それぞれが医療と介護、別々に限度額があったものを、高齢者世帯に配慮して合算をして還付しようという新しい制度で、これも公

明党も大分推進させていただいたのですけれども、実態を見ていて、これどのように判断されているのでしょうか。というのは、どういうことかといいますと、負担軽減が図られましたと書いてあるのですけれども、1世帯当たり単純計算すると、21年8月から22年7月までの1年間では2万7,788円なのですが、これ最大の、例えば一番大きな世帯でどれぐらいの金額が還付されたとかわかりますか。

高齢者福祉課長 今はちょっと手持ちにその資料がございませんので、もしあれでしたら後でお示しをしたいと思います。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 では、また後で教えてください。

それで、私のちょっと記憶では、これあくまでも1年間、8月から7月までの1年間の世帯のいろいろなさまざまな医療とか介護にかかわる支出、領収書を集めておいて、申請して還付するというあくまでも自己申告だったと思ったのですけれども、それでちょっと間違いないかどうか、確認します。

高齢者福祉課長 今の関係につきましては、確かに自己申告なのですが、その前のうちのほうから、もう使っている量がわかりますので、通知をご本人に申し上げて、それで申請をしていただくということになります。

金澤委員 丁寧に監視、通知をしていただいているという、それはありがたいのですが、ここでいうと例えば1年間、21年8月から22年7月までは430件となっているのですけれども、実際にこれ通知されたのは何件でしょうか。

高齢者福祉課長 お答え申し上げます。

今の21年8月から22年7月の利用分なのですけれども、実際通知を差し上げたのは446件でございます。

金澤委員 そうすると、自己負担額の超過分がちょっとかなりわずかだったので、手間暇かけるよりはいいだろうということで自主的に申告されなかった方と、内容がよくわからなかった方、例えば低度の認知症があったりとか、いろいろとあると思うのですが、その差の16件についてはどのようなフォローがされているのでしょうか。

高齢者福祉課長 この中には、お亡くなりになった方も含めていらっしゃるのですが、ただ連絡はさせていただいたと、電話等で。それと、今そういう結果、そういう方もいらっしゃるということございまして、通常は申請されるのが普通だと思いますので、その辺、これは毎年続くことですので、しっかりとチェックしながら、漏れがないようにしたいと思います。

金澤委員 ちょっと高齢者世帯でいろいろな事情、また体調の問題、あと精神状態含めて、能力の問題含めて、なかなか理解ができない高齢者の世帯もありますので、今ご答弁で漏れがないようにしっかりとしていきたいというようなご答弁いただきましたから、これについてはフォ

ローのほうもよろしくお願ひしたいと思います。

あともう一件あるのですけれども、よろしいですか。

委員長 はい。

金澤委員 それで、ちょっと報告書ではないのですけれども、介護保険の経費削減の話なのですが、今介護の認定を受けると、最初は6カ月でもう一度認定の申請をし直すと、通常は1年間、症状が固定されれば2年間という形なのですが、少なくともどの人であっても、やっぱりきちんきちんと最低大体1年間ぐらいで介護度の変更があるとかないとかという、その医師の審査意見をつけて申請をするようになっていきますよね。現状その書類を、医師の意見書を直接本人ではなくて病院のほうに送っていると、つまり本人にも書類は送るし、病院にも送ると、それぞれ二重に送っているというふうに理解しているのですが、それで間違いありませんね。

高齢者福祉課主幹 まず、申請書につきましては、基本的にはやはりサービスを使っている方はケアマネジャーさんが代行でやっていただける方が多くなっておりますので、最初の段階では郵送等はしておりません。60日前から更新の場合申請ができますので、それが大体30日近くになっても出てこない場合は、郵送等をしておるといふ形になります。郵送で、まだ申請が出ておりませんが、更新される場合は申請をしていただければというような趣旨のお手紙を送っております。そこには、病院に対しては申請が出た時点で、市のほうから直接主治医の先生の病院のほうへ郵送等で行っております。

金澤委員 要するに更新の場合には、本人にも送るし、病院にも審査意見の用紙等を送って、二重に送っているのですよね、今現在。東京都のある区では、それを病院に二重に送るのではなくて、あくまでも本人に送って、本人が必ず直近で診断を受けないとそれを出せないはずですから、本人にまとめて送って郵送料を削減していると、そういう自治体があるのですが、これはちょっと前にひと話はさせていただきましたけれども、それについて今現状どのような見解をお持ちでしょうか。

高齢者福祉課副参事 先ほど委員さんおっしゃるとおり郵送代の削減になると思いますが、市から病院に直接依頼するものなので、申請者が病院に足を運ぶ必要があることもあり、手間をかけるのを省くという意味で、そういう形にさせていただいております。

金澤委員 それはわかるのですけれども、実際に介護を申請しようとする人は、病院に行って診断を受けないと、その再申請、更新ができないわけでしょう、つまり病院行くのです、必ず。だから、本人に送る書類と一緒にそれを送って、本人から病院のほう、医師のほうに、主治医のほうに渡していただければ郵送料が要らないでしょうと、実際にそうやって経費削減、ある区では人数も多いこともありますけれども、数百万円単位で削減している事例があるので、それ前にお話ししたと思うのですけれども、改善はできないのですか。

高齢者福祉課長 今お話があった件につきましては、それをお伺いした後に検討を進めまして、まだ結果はもちろん出ていないのですが、検討を進めて改善できる方向で考えたいと思います。よろしくをお願いします。

金澤委員 改善の方向で検討していただけるという前向きな答弁をいただきましたので、了解いたしますけれども、一つ私が実際にその区の方から聞いたのは、介護の認定された方でもやっぱり認知症の方に関しては、送った書類をなくしてしまうとか、そういう問題、可能性があるので、その方だけについては前もって直接その方に送らないで、病院のほうに直接送るという方法、分類してきめ細かくやっていますというような話をいただいていますので、その点あわせて検討していただければというふうに思います。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

永澤委員 報告書の204ページから205ページなのですけれども、先ほどの介護認定審査会委員の報酬で、申請から認定までが38日間という評価のところがあるのですけれども、これちょっと結果的に私も何件かかかわった中で、なかなか高齢者の方がお医者さんに行きたがらないということで、どんどん、どんどん申請から延びていってしまうというのを、この前も何かで課長のほうからもそういうお話を伺ったのですけれども、これを例えばその方がお医者さんに行ったその日から認定がおおりるまでという形で出せないものなのか、そのほうが反対に、実際にはどのぐらいかかっているのかというのが非常にわかりやすいと思うのですけれども、その辺やっぱり申請からということで何か決まりがあるのか、その辺お聞きしたいのですけれども。

高齢者福祉課主幹 今のお話は、日数について申請日から審査会の日までの日数ということで今約38日ということですが、それを主治医の意見書が出た日からにした場合ということでしょうか。

永澤委員 主治医の意見書が出ると、またそのお医者さんが時間がかかったということも関係してきますので、その方がお医者さんに診察に行った日からという形の日数で図れないのかというふうなこと。

高齢者福祉課主幹 受診日ということでしょうか、受診日のところはシステム上で把握ができるかどうかというところがちょっと、申請日等は当然システム上に入れておりますので、把握できておるのですが、あとは意見書の提出日等うちのほうにいただいた日とかはデータとしてあるかと思うのですけれども、受診日について、やはり受診については少し前に行っていれば、それで意見書が書ける場合もありますし、そういうところもありますので、受診日で把握するのは、ちょっと確認してみないと何とも言えないところがございます。

永澤委員 もし受診日が確認とれば、やはりそこから認定までというのが正しいかかった日数にな

るのではないかと思うのです。実際に申請が出て市役所の方が、まず行っていただいて、お医者さんに行ってくださいねと言ってからが非常に時間のかかる方も中にはいらっしゃるの
で、ちょっと検討の余地はあるのかなと思いますので、もしそれができれば、実際に審査会、
そしてお医者さんの意見が出る日数とか、そういうことがきちっと図れて、ある意味評価と
いうものがきちっと出るのではないかと思うので、ご検討いただければと思いますが、いか
がでしょう。

高齢者福祉課長 では、検討させていただきます。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第81号 平成22年度入間市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての質疑
を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

ここで休憩いたします。

午前 11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第82号 平成22年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての審
査を行います。

下水道課長に説明を求めます。

下水道課長 それでは、平成22年度入間市下水道事業特別会計決算概要についてご説明いたします。

初めに、公共下水道事業の状況でございますけれども、平成22年度末における汚水整備率
は96.9パーセント、前年度対比0.1パーセントの増となり、また行政人口に対する普及率は
87.0パーセント、前年度対比0.1パーセントの増となっております。

それでは、歳入歳出決算事項別明細書から主なものにつきましてご説明申し上げます。ペ
ージが298ページから309ページの間となります。

まず、歳入のうち298から299ページ、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 下水道使
用料、収入済額14億9,065万8,313円につきましては、現年度分収納率99.45パーセント、前
年度対比0.06パーセントの増となり、これに滞納繰越分の収納率44.09パーセントを合わせ
た全体で前年度対比0.01パーセントの増となりました。

次に、歳出の主なものについてご説明いたします。まず、302ページから303ページ、款1
総務費、項1 総務管理費、目2 下水道普及促進費、大事業、下水道普及促進事業、中事業、

私道共同排水設備設置事業補助金1,275万3,300円は、私道に公共下水道を設置する際に工事費の全額を補助したもので、金子地区6件、34戸31世帯に対して補助を行ったものでございます。

次に、304ページから305ページ、款1総務費、項1総務管理費、目3下水道維持管理費、大事業、公共下水道維持管理事業、中事業、補修工事費7,080万8,930円は、老朽化した污水管の補修工事2工事、マンホールふたの取りかえ工事2工事、その他緊急補修工事42工事を実施したものでございます。

次に、目3下水道維持管理費、大事業、荒川右岸流域下水道維持管理負担金4億9,351万3,728円は、10市3町の下水を新河岸川水循環センターで最終処理を行うための維持管理負担金で、1立方メートル当たりの単価が32円、負担金対象水量が1,542万2,304立方メートルでございます。

次に、款2事業費、項1事業費、目1下水道建設費、大事業、公共下水道管渠築造事業、中事業、管渠築造工事費6,178万3,780円は、污水管布設工事全7工事、総延長で453.24メートル、雨水管布設工事1工事、延長65.1メートルの整備を行ったものでございます。

以上で概略説明を終わります。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

関谷委員 年度末に大震災があったわけですが、下水管の耐震化の状況を教えてください。

下水道課長 現在入間市の下水道管については耐震の設計はしておりません。入間市の場合は、まだ污水管を布設して歴史が浅いので、市で設置したものについてはほぼ大丈夫なのですが、これから長寿命化計画等を通じて耐震化についても研究して、将来の維持管理費の中で検討していくということになると思います。

以上です。

関谷委員 具体的に、いつごろまでにこんなふうにしていくとか、そういうのはあるでしょうか。

下水道課長 今のところ、その計画についてははっきりした年度は決まっておりません。ただ、ここ二、三年の間に長寿命化計画は策定する計画でございます。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

石田委員 資料の14なのでありますが、下水道区域内の未接続世帯数というのが出ています。それで、これの23年3月31日現在の数はわかるのだけれども、22年度で豊岡、東金子、金子、宮寺、藤沢、西武になっていますが、それぞれ何世帯が接続されて、結果として例えば豊岡でいくと371世帯未接続で残っていると、要するに22年度の実績をちょっとお聞きしたいのですが、

下水道課長 ただいま……申しわけございません。去年の地区別の内訳は今手元にはないのですが、総数では21年度末で2,282世帯ですか、2,088ですから194件マイナスになっているという状況でございます。

地区別につきましては、一番最後に金子を接続、大規模したわけなのでございますけれども、ここが一番194件のうち大部分を占めているとは推定できるところでございます。

以上です。

石田委員 例えば未接続世帯の中で、新規に家がつくられた場合というのは、これは当然新規の場合にはほとんど直接接続してしまうのかと思うのですが、解体して例えば家がなくなった場合だとか、そういった場合はどういうふうはこの数に入ってくるのですか。

下水道課長 その場合は、この件数に入りません。つまり新築の場合は、建築確認で下水道が義務づけられますので、そうした場合も含めてこの件数に入っておりません。この場合は、あくまでも共用区域内で接続していないと、その時点でという件数でございます。

以上です。

石田委員 21年との差で194世帯、地域でも金子地域が多いのかなと思いますけれども、この傾向というのは大体毎年190とか200近く減っていくような傾向なのですか。

下水道課長 今私の手元にある資料ですと、年度別の市内合計数、これがございますので、参考までに申し上げます。平成16年度末3,555世帯、平成17年度末2,986世帯、平成18年度末が2,743世帯、19年度末が2,666世帯、20年度末が2,630世帯で、21年が2,282世帯、22年が2,088世帯という形で減ってきてございます。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 今石田委員も下水道区域内の未接続世帯については触れられましたけれども、これ昨年度、環境課との連携も含めてお願いさせていただいたわけですが、対応状況としての回答ではいろいろと書いてあったのですが、具体的にどのような形で進んだのか、数字等をお持ちであればお示しいただければと思います。

下水道課長 実は平成23年度に、埼玉県が行っている緊急雇用の制度を利用して、普及促進事業の委託を実は今行っている最中でございます。これにつきましては、シルバー人材センターのほうに委託をして2名、これがお一人の方は郵便局のOBの方、もう一人は金融機関のOB、この2名の方がそれぞれ一人ずつ今2,088件を回っていて、それに対して市のほうに報告があり、台帳に記入していると。実績としては、ですからこれから上がるという形になりますので、もうしばらくお待ちいただきたいと思います。

金澤委員 今現在調査中で、しっかりとして今後数字で把握できるという、これかなりの前進だなどというふうには感じているのですが、それとあわせて実際の浄化槽の管理状態も確認していただくというふうに書いてあるので、これはこれで一安心なのですが、実際に今現在清

掃管理業者、市内業者が営業を停止されたというのあるのですけれども、そちらからの情報の取得というのは、連携というのはできるのですか。

下水道課長 ご存じのように浄化槽の管理そのものというのは環境課の所管なので、個人宅の、要するに浄化槽の管理が悪くてにおいの苦情が出ているとか、それが下水区域かどうか、あわせて下水道課と環境課で処理、要するにやりとりして、協力して当たっていくというのが前提で、今もこれからも続いていくと思います。ただ、今お話のように業者からというのは、ちょっと私聞いておりません。というのは、業者さんの管理体制というのをちょっと私把握していないのですけれども、一応法定点検の中での、業者さんはある特定の人に対しての働きかけを行っているとは私は理解しているのですけれども、ただそれが実際にやっていないからといって市のほうに通報があるかどうか、その辺がわからないので、何とも申し上げられません。

以上です。

金澤委員 ちょっと聞き方がまずかったのかもしれないのですけれども、要するに未接続世帯は基本的には単独浄化槽、合併浄化槽をしているところはないと思うのです。ほぼ単独浄化槽だと思うのですけれども、そこについてのみはしっかりと最低限きちんと管理をして汚水が流れ出ないように、未接続世帯わかるわけですから、それと業者から吸い上げてマッチングをして、あぶり出すというのかな、管理できていないところ。そういうことは可能なかどうか、いかがでしょうか。

下水道課長 その辺につきましては、現在シルバーのほうに委託しているのですけれども、先ほど私言い忘れましたけれども、確かに浄化槽の点検もあわせて行うというのが条件になっております。今後その委託業務の中で、業者さんのほうに逆に指導というか、お願いというか、そういうものもできるかどうか検討して、できれば早急に、今年度中にちょっとそれは解決したいというふうに考えております。

以上です。

委員長 ほかにありますか。

齋藤委員 こちらの決算報告書の214ページの歳出のところ、大事業、下水道普及促進事業、中小事業で私道共同排水設備設置事業補助金というのがあります。この中で、これ私道というのは「私」、私道で理解していいわけですね。私道の場合でも、これはやはり受益者負担金というのはもらっているわけですか。

下水道課長 同じように土地の面積に応じて賦課されております。

齋藤委員 もう一点なのですけれども、交付件数が6件で、総延長が151.56メートルと書いてあるのですけれども、大体1メートルでどのくらいの費用がかかるものなのですか。わからなければあれですけれども、もしわかれば。

下水道課長 約大体1メートル当たり7万1,000円と見込んでおります。

委員長 ほかにございますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第82号 平成22年度入間市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留をいたします。

ここで休憩いたします。

午後 1時16分 休憩

午後 1時17分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第83号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事務所長に説明を求めます。

武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事務所長 議案第83号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について概要をご説明申し上げます。

武蔵藤沢駅周辺の市街地整備を目的とした本事業は、昭和62年3月の事業認可以来、平成20年度末で24年が経過し、平成24年度末の換地処分に向け鋭意努力をしているところでございます。また、多くの地権者の皆様のご理解、ご協力をいただきまして、平成22年度末での進捗率は、街路整備率が約98.8パーセント、建物移転率が約97.2パーセントとなっております。

それでは、歳入より主な内容につきましてご説明申し上げます。歳入決算事項別明細書の315ページから318ページをごらんください。款1事業収入1億784万4,712円は、保留地処分金といたしまして一般保留地3区画、つけ保留地2区画の合計5区画、面積にいたしまして599.58平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2国庫支出金5億940万円は、国庫補助金として社会資本整備総合交付金の交付を受けたものでございます。

次に、款4繰入金10億1,128万8,000円は、一般会計から繰り入れたものでございます。

次に、歳出につきまして主な内容をご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書の319ページから322ページをごらんください。款2項1目1事業費15億4,813万6,788円のうち、大事業、調査設計等委託事業は、換地処分に向けた街区・画地出来形確認測量として全体面積62.7ヘクタールのうち13.05ヘクタールを実施したものでございます。また、その他といた

しまして換地計画作成や4号公園整備工事実施設計、(仮称)4号公園地下調整池施工監理業務等を行ったものでございます。

次に、大事業、工事費は、街路築造工事として一部繰越明許となりましたが、2路線、延長139.74メートルを整備いたしました。また、事業の進捗に伴い2件の宅地造成工事として1,316.7平方メートルを実施いたしました。

雨水工事費では、雨水の流出抑制対策として平成21年度から2カ年の継続事業で実施いたしました(仮称)4号公園地下調整池設置工事、2期工事を実施いたしました。

次に、大事業、物件等補償費は、一部繰越明許となりましたが、7棟の建物移転補償及び区域内の街路築造工事等により支障となりました4件の電柱等移設補償を実施したものでございます。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査くださいますようお願い申し上げます。

以上でございます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

関谷委員 そろそろ終了を迎えるのですけれども、反対地権者はどのくらいいるのでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 反対という形になるかどうかわかりませんが、現在あと補償が3件、権利者数3件、5棟の建物補償が残っておりまして、そのほかについては特に反対という形の地権者はございません。

以上でございます。

関谷委員 今件数を言う前に、反対と言えるかどうかかわからないとか、そんなのが最初についたと思うのですけれども、それはどういう意味でしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 補償に関しまして、まだ契約が結べていないという意味でございまして、事業そのものに対して反対しているという意思表示はないということでございます。

関谷委員 そうしますと、そういう完全な反対ではない人もいるし、反対の人もいる、両方含まれているということでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 補償交渉の中では、補償に対してはやはり各個人いろいろな考え方がございますので、難航しているのは事実でございますので、そういう意味では反対という形をとれるかもしれませんが、事業そのものの是非、例えばまちがよくなったとか、そういったことに対してもともとこの事業がどうだったのか、こうだったのかという反対というのはないかと思っております。

関谷委員 そうしますと、いつぐらいに、今後スムーズにそれは交渉されていくとお考えでしょうか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在その残った3地権者の方については、連日今交渉をしているわけですが、予定ですと本年度には契約、移転をするという計画で事業のほうは執行しております。来年度、24年度末に換地処分を終えるという形で、ほかの作業も進めております。

以上でございます。

委員長 ほかにありますか。

石田委員 保留地処分が93.33パーセントなのですが、残りの区画はそれぞれのくらいの面積が残っているのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 保留地の総面積は、現在の事業計画で申しますと1万2,457.67平方メートルでございます。平成22年度までに処分できましたのが1万1,649.5平方メートルでございます。未処分保留地は808.17平方メートルでございます。区画でいきますと、一般保留地が4区画、つけ保留地が10区画でございます。

石田委員 一般保留地、例えば一番小さいのと一番大きいのはどのくらいの面積なのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 23年度に、今年度でございますが、残りの一般保留地4区画を公売いたしました。一番小さいのが131平方メートル、一番大きいのが185平方メートルでございます。

石田委員 つけ保留地もまだ残っていると、つけ保留地が残っている理由というのは何なのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 つけ保留地につきましては、買われる方は随意契約でやるわけですが、交渉の経過といたしまして、買える時期等を地権者と調整いたしました結果、今まで残っている部分と、今年度やはり売れるようになった保留地というのがございます。そういった意味もありまして、今年度その分残っているということがございます。

石田委員 そうしますと、見通しとしては一般の4区画とつけ保留地と、全部大体23年度では処分できるといふふうに見ているのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 23年度の残りの一般保留地4区画につきましては、もう既に公売抽選の申し込みがありまして、今月の17日に抽せんを行いまして、4区画のうち3区画が決定いたしました。現在1区画が残っているところでございます。

石田委員 その残った区画というのはどういう、面積としてはほぼ同じような面積なのですか、何か条件的にちょっと違うのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 面積的には185平方メートルの敷地でございます。整形地でございます。西側に東電の鉄塔が隣接している不整形地でございますから、若干ちょっと買い控えがあったのかなということでございます。ただ、若干その分土地単価のほうは安くなっております。

石田委員 大体わかりましたけれども、それで実質的には24年度、来年度末で換地が行われるという

ことなのですけれども、そうなってくると22年度で、例えば前に提起したのですけれども、住居表示の変更なんかはどんな形で論議がされたのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在の進捗状況でございますが、住居表示につきましてはアンケート調査等を行いまして、下藤沢という地名はやっぱり残したいという地権者の方、住民の方の意見が大半でしたので、下藤沢、例えば1丁目とか2丁目とかというので、あとはどこを1丁目にするかと、その割り振りの段階でございます。それが完了いたしますと、いづれ議会のほうに諮らせていただきまして、決定させていただきたいと思っております。

以上でございます。

石田委員 済みません、その見通しだけ、大体いつごろになるのか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在の調整段階でございますと、来年度末にはやりたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにございますか。

齋藤委員 今とちょっと似たようなあれなのですけれども、例えば境界石やりますね、それとか清算金の問題はどの時点で発生するのですか。今石田委員がおっしゃった保留地の件だとか、それから移転の件だとかありましたね。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 区画整理事業の規定でございますと、換地処分終了後に清算金というものは発生いたします。現段階ですと、清算金、単価とか、あとそういったものを決める準備段階をしているところでございます。

齋藤委員 境界は、境界石なんかは。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 境界石につきましては、先ほど概要説明で申し上げました街区・画地出来形確認測量においてコンクリートの石を埋設、またはコンクリートを打てない場合にはプレート等で石の設置をしておりますので、その事業が終わりますと石のほうはすべて入る予定でございます。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 武蔵藤沢駅前西口のロータリーについて、以前やっぱり特に雨の降った夕方、迎いの車両がそれこそロータリーの出口の信号のところまでつながってしまって、バスが入れないというようなことを指摘させていただいて、これに対する緩和策ということでお話あったと思うのですが、その際に交番の横の一方通行路の開通などで車が流れるからというような話もあったのですが、その後担当課としては、渋滞が緩和しているというような認識でいらっしゃるのですか、それとも依然渋滞は続いているというような認識なのか、その点お伺いしたいと思います。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在でも雨の日とか、朝夕の雨の日とかには渋滞等が起こっ

ているという認識はございます。また、市民の方からも提案ボックス等に、そういったことでの改善の要望がございましたので、その都度ご回答申し上げているところでございますが、現地のほうを調査いたしますと、5分か10分間ぐらい渋滞があって、その後電車が来てお待ちになっている方を乗せてしまうときあっと渋滞が解消してしまう、このような状況かと私どものほうは現状を認識しておりまして、市民や利用者の方に路面標示ですとか看板等で、なるべく待ち時間が少ないような待ち方をしていただくようお願い等を行っているわけですが、徐々に改善の方向には向かっているかなと私どものほうは認識しております。

金澤委員 徐々に向かっているというご答弁だったのですが、やっぱり現実問題としてロータリーのタッチスペース、送迎車両の待ちスペースが余りにも少ないのが、正直言って原因は原因なのです。その打開策として、ロータリーの外側の部分、商店の並んでいるところとか、そこいらの活用というものをもうちょっと有効に、市民にも理解していただきたいし、市としても告知、推奨していただけるような方向での改善というのはできないのでしょうか、例えばそれに、まずはその点をお伺いします。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 ただいまのようなご指摘につきましては、警察等との協議をする必要はございますが、何分にも確かに駅広のスペースに対しまして送迎の車両の数が多いものですから、駅広の面積を広げるとか、タッチスペースの台数をふやしたところで、道路の部分にある車がまた駅のほうに流れていって、また同じような状況が起こるということも想定されますので、抜本的な解決策につきましては今後警察等とよく協議をいたしまして、改善の措置ができるかどうかということを検討したいと思っております。

以上でございます。

金澤委員 あとは、やっぱり問題はロータリーの入り口と出口で、出口は2車線なのです。入り口は実質上1車線で、送迎専用のスペースがずっと車がつながってしまうと、バスやタクシーがロータリーそのものに入れられないという現象で、電車に乗りおくれたりとか、いろいろと問題が出ているわけです。正直言って、入り口を2車線化できないのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 駅広の設計に対しましては、地権者の方からの減歩という形で駅広の用地も確保しているわけございまして、あとは警察との協議により、今の形ができ上がったと認識しております。2車線化にするという、確かにご指摘もございます。そこに入ってくる路線が、藤沢中央通線ですか、1車線でございますので、そこを2車線に広げると、結局歩道を痛めつける、歩道を狭くしなければ2車線化ができないという現実がございます。その辺も事務所内では十分検討させていただいておりますけれども、その辺についてはまた警察のほうも難色を示しているような状況でございますので、一概に2車線化をすることによって、確かに物理的には2車線であれば、1車線はタッチスペースに行く専用の通路、1車線は駅に行く一般のバスとかタクシーの通路という形で分離をするという

ことは有効かもしれませんが、用地の問題、また歩行者の安全確保の問題等を総合的に判断いたしますと、やはりちょっと難しいのかなという認識でございます。

金澤委員 歩道を丸々削らなくても、出口側の1車線当たりの幅を少しずつ、2つそれぞれ削って幅を狭くするとかという工夫が他市でもやっていたりするので、それはちょっと改めてまた別の機会にさせていただくということと、あと確認したいのは、今駅広にコンビニエンスストアがやっと1軒開店して、少し明るくなったなというふうに喜んでいるのですが、実際西武鉄道側の空き地がずっと今でも残っていて、あそこがあいてくれば、それこそ雨に打たれないで左右に、さっき言った周回のところのロータリーにおりてくる方が通っていただけるので、車もロータリーの送迎車両を使わなくて済むという、やっぱり一石二鳥だと思っているのですが、今現状西武鉄道側の駅の正面の店舗用地、あの空き地の活用状況についてどのような進展があるのか、知っていれば教えていただきたいと思います。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 西武鉄道におきましても、やはり西武鉄道も民間の企業でございますので、いろいろな方面から検討をしているという、今の段階ではそれしか申し上げることにはできませんが、検討中ということでございます。

金澤委員 検討中は検討中なのですが、あくまでも入間市民が多くあそこを利用している場所でもあり、早期の店舗展開を要請、お願いというのは、これはできるのか、またしていただいているのか、その点いかがですか。

区画整理部長 西武のほうでも、今所長が言ったとおり検討中でございます、いつまでもあのままではおけないので、早急に検討するという話も聞いておりますので、私どものほうからもまたその辺のところは西武のほうに言っていきたいと思っております。

以上でございます。

金澤委員 ちょっと話変わりますけれども、続けてよろしいですか。

委員長 はい、いいです。

金澤委員 中央公園の地下調整池なのですけれども、今やっと4号公園もほぼ完成と言っていいのですかね、地下調整池に関しては。少なくとも中央公園の稼働状況というのですか、大雨等が降ったときの稼働状況について、ちょっと教えていただけたらと思いますが。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 現在のところ、稼働しているという状況はございません。

金澤委員 ちょっと説明が悪かった。稼働状況というのは、つまり調整池、この区画整理地内に大雨が降ったときに、それがU字溝を通じてこの地下調整池に一時的にため込むというための中央公園の地下調整池なわけですよ。この間、特に夏のゲリラ豪雨のときなど結構降っているはずなのです、雨としては。だから、それで実際に中央公園の地下調整池は水がたまって、ポンプで排水という実績はないのですか、一回もないのですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 中央公園の調整池につきましては、竣工以来1度だけ、80セ

ンチほど水位が上がったという実績があるということです。あと、ことしのゲリラ豪雨とかあったわけですが、調整池の性格上ある程度の降雨と、あとは不老川の水位が上がった段階ですとか、そういった条件が重ならないとそちらのほうに入らないという構造になっておりますので、その1度の貯留以外は過去にはないということでございます。

金澤委員 今のご答弁ちょっと理解できなかったのですが、以前私質問させていただいて議会でやったときに、不老川の水位は関係ないというふうに説明を受けて、不老川、例えば実際には逃げ水川ですよね、逃げ水川の水位が上がって、本来下流が浸水被害を受けないように逃げ水川の水の水位が上がったら、それを地下調整池に取り込めないですかと言ったら、いや、取り込めないのですと、そういう流入の方向ではないのですと、あくまでも区画整理地内のU字溝から入ってきた水しか入らないと言ったのだけれども、今の答弁もしかしたら訂正なのかな、ちょっと確認します。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所主幹 藤沢中央公園の調整池につきましては、金澤委員さんのほうのおっしゃったとおり降った雨が道路側溝を通じて藤沢中央公園の調整池へ流れていきます。その先が逃げ水川に接続しているのですが、その雨が逃げ水川に行かないように管を絞っております。そうしますと、大雨が流れてきて1,500のボックスカルバートで流れているのですが、その際600ミリで絞っております。そうしますと、流れてくる量に対して出ていく量が少ないものですから、ボックスカルバートの水位が上がります。上がると、調整池のほうにこぼれ落ちる、そういう構造になっております。大雨のとき何回かあるのですが、現地確認したときには、やはり池のほうには水がこぼれ落ちています。

委員長 落ちていた。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所主幹 こぼれ落ちています。

金澤委員 では、今のご説明でちょっと最初の所長さんの不老川の水位によるというのは正確ではなかったということで、それは理解したのですが、何度か落ちていたという説明を今聞くと、さっきの1回80センチ水位が上がったという説明とちょっとどうなのですか、その点もう一度。地下調整池の稼働状況について、もう一回説明お願いします。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所主幹 池への流入ということですよ。

〔(うん、調整池ね) と言う人あり〕

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所主幹 はい、何度か入りました。

金澤委員 要するに私がお聞きしたいのは、かなりの何十億円というお金をかけて地下調整池つくっていただいたわけです。安心、安全でいいのですが、それがどのように有効にゲリラ豪雨などのときに使われたのかを実績としてお示ししていただきたいということをお話ししたら、1回だけあったというような話があって、なおかつその後は主幹のほうで何度かありましたというから、そこの整合性をもう一回調整してくださいと言っているのです。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所主幹 記録には残っておりませんが、2回ほど入っています。

金澤委員 2回ほど入っていると、そのときの最大の降雨量とか、あとは時間当たりの降水量というのは、それは把握されていますか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 把握しておりません。

金澤委員 やっぱり設計自体が地下調整池の容量ですよね、容量については設計上、この面積で時間何ミリの雨が降ったらという単純に設計計算でされて、容量、地下調整池に何トンがためられるかというのが計算されていると思うのですがけれども、それについてしっかりと検証するという意味で、流れ込んだときの天候の降水状況とかをやっぱり把握しておいていただきたいと思うのですが、その点いかがですか。

武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事務所長 今後そういった、もしゲリラ豪雨等あった場合には、調整池に流入しているかどうかの確認と降雨量の確認、また記録を残すということについては、ぜひ実施していきたいと思います。

以上でございます。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第83号 平成22年度入間都市計画事業武蔵藤沢駅周辺土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第84号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長に説明を求めます。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 よろしく申し上げます。議案第84号 平成22年度入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についてご説明をさせていただきます。

本年度は、国道16号の拡幅用地確保と馬頭坂線の整備を中心に、関連事業を実施させていただきました。国道16号の用地確保の進捗状況は71.9パーセント、馬頭坂線整備につきましては道路用地が確保され、雨水・污水管等の地下埋設物工事を行いました。仮換地指定につきましては85.8パーセントとなっています。

次に、歳入歳出決算額の主なものについてご説明させていただきます。歳入決算事項別明細書329ページから330ページをごらんください。

款1 国庫支出金 4億343万円につきましては、国庫負担金 3億3,083万円を公共施設管理者負担金として国道16号4車線化に伴う拡幅用地の引き渡しに伴い、国の関東地方整備局から

受け入れたものでございます。同じく国庫補助金7,260万円は、区画整理事業補助金として社会資本整備総合交付金を受け入れたものでございます。

次に、款2繰入金3億8,250万円は、一般会計より繰り入れたものでございます。

次に、歳出につきましてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書331ページから334ページをごらんいただきたいと思います。款1項1目1一般管理費3億4,778万9,028円のうち、大事業、一般会計繰出金2億7,800万円は国道16号拡幅工事に伴う公共施設管理者負担金の受け入れに伴い一般会計に繰り出したものでございます。

続きまして、款2項1目1事業費4億2,360万1,273円のうち、大事業、工事費3,404万3,100円は、お手元のちょっと地図のほうをもしよろしかったらごらんいただきたいと思いますが、宅地造成工事、図でいうと中央付近になりますが、四角く2つ入ってございます。赤く塗りつぶしてございますけれども、1,080平方メートル、雨水管布設工事92メートル、図のほうの右になります。污水管布設工事295.9メートルほかを実施したものです。同じく大事業、物件等補償費3億6,681万1,214円は、10棟の移転契約を締結したものです。うち1件につきましては、地権者の事情により年度内の移転が間に合わないため、繰り越し措置をさせていただきました。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

関谷委員 北口土地区画整理事業、こちらのほうの反対地権者はまだいると思うのですが、どのくらいでしょうか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 申しわけないのですが、まだ詳細な地権者さんの数というのは私把握はしてございませんが、今先ほど申し上げました85パーセントの仮換地の指定ということで指定をさせていただいております。そうすると、残りが約15パーセントの面積になりますが、今仮換地の指定の仕方は、ご提案をさせていただいて、この換地でいかがでしょうかと、ご了解の得られた方から指定をさせていただいておりますので、少なくとも面積にして15パーセントを切っているということなので、大きな地権者さんがその中に含まれていれば、人数的には少ないというふうになってまいりますので、30人ほどではないかなと思っているのですが、ただ反対ということよりも、地権者さんの中には、かつて国道の買収云々のときに大分苦しんだと、だから今回の区画整理事業、ましてや16号も一緒なのだ、だからちょっと協力はできないよとおっしゃる方もございます。そういった意味で、ご理解いただけたらありがたいと思います。よろしく申し上げます。

委員長 ほかにございますか。

金澤委員 河原町交差点を北に進んだとこの右手の三角の土地が今かなりあいていますよね、あの土地について活用の、工事の見込みというのはどうなっているのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 今ご指摘をいただきました三角の土地につきましては、ことしの6月の末できれいにあいたというふうに認識いたしております。現地、その三角形の場所につきましては、まず国道16号の工事が伴うということで、まだ道路が整備できておりません。ほぼ北側に全部振ってくるというふうに考えていただきたいので、まだ相当中側に入ってまいります。それから、西側、橋のほうに向かう道でございますが、これは道路自体が今の現道から東側、狭山市寄りに振ります。未整備でございます。それから、東側にある、今度は逆に一方通行の出てくる道でございますが、これは将来的に河原町の交差点部分が平面交差になるために、その部分の道路については逆に今度狭めるということで、実際にはライフラインがない状態になっておりますので、土地利用ができないということで、地権者さんのほうにご了解をいただいた上で、しばらく使えませんかということで、今私どもが管理させていただいております。土地利用といたしましては、国道16号の一部工事が入っておりますので、そちらのヤードとして今私どものほうで使わせていただいております。

金澤委員 最近一部その重機等が、工事車両ですが、中に入っているのは見かけたのですけれども、ただほとんどの部分は使っていない状態で、これまだかなり年数的にもかかるのかなという気がしているのですけれども、その間だけでも地域に何か活用していただくとか、開放していただく、例えば鍵山の茶まつりとかあったときに駐車場がなくて困っているのですけれども、そこを開放していただくとか、その間市が管理しているのであれば、安全性を確保しながら、地域の理解を進める意味でも何か有効活用できないかと思うのですが、その点いかがでしょうか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長 今までそういった形でのご相談はございませんでしたが、ただ今後、実は私どもも自分たちでやる工事のために使いたいというふうな形に早くしなければならぬというのが命題というふうに考えておりますので、できればあいている状態を、私どものほうが逆に使うという形を考えていきたいなと思っております。もしその間のときにちょこっとした形で使いたいという要望があれば、またそのときにご検討はさせていただきたいと思うのですが、ただあけていただいた、または仮換地先として使っていただく地権者さんとの立場もありますので、一応必ずそちらにお伺いを立ててということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお願いします。

金澤委員 武蔵藤沢駅前を西口再開発するときも、実際に区画整理前であっても、コーナーの形を送迎用の駐車スペースとして市のほうで出していただいて、やっぱり当時武蔵藤沢駅前が狭くて込んでいたので、市民の方に非常に喜んでいただいた経緯があるのです。せつかく市が管理しているのであれば、そういう形で有効活用、常設的に例えば月極め駐車場として貸し出

して金稼いでなんて、そこまでは言いませんので、臨時的に安全性を確保した上で地域に貢献ができるのであれば、何か方法を探っていただきたいと、これは要望にとどめさせていただきます。

委員長　ほかにありますか。

石田委員　今のところの話は、あくまで市が管理しているだけであって、所有権は個人が持っているわけですよね、その土地の話ではないですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　今お話をいただいている土地について、一応私の認識では三角の土地があいているのでということで考えていたのですけれども、その三角の土地については従前の地主さんからは、一たん市のほうに管理をさせていただきということでお預かりをさせていただいております。最終的には、仮換地の指定をしてございますので、しかるべく今度は所有者さんという言い方になるのですか、その指定された方に引き渡しをするのです。その間の考え方というのは、あくまでも市が管理をしています。ただ、やはり両方にお断りをしておかないと、市は勝手に使ってしまったというふうな認識を持たれてご不満を持たれるといけないということで、両方の方にはあらかじめお断りをさせていただいて、進めたいという考え方なのですが。

石田委員　わかりました。いずれにしろ、地権者との間でトラブルが起きないようにお願いしておきたいのと、あともう一点お聞きしたいのは、国道16号の4車線化の関係なのですけれども、実質的に今ここまで来て、例えば今年度、来年度、再来年度ずっとやっていくと思いますけれども、その4車線での開通に向かってはどんな年次計画になっているのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　国道16号さんとのお約束につきましては、現状24年度末までということで、来年度いっぱいというのが今の約束でございまして。ただ、どうしても相手のあることとございまして、用地についてなかなか合意が得られていない状況がまだ、たしか1,500平方メートルほどございまして。その面積、合意が得られるまでにちょっと非常に厳しいのでということで、毎年何回か、ことしも月に1回ぐらいのペースで国道事務所と協議をいたしております。今の進捗状況はこうですということで、非常に厳しい状況ですので、できましたら少し延長をお願いできないでしょうかというような形の話はさせていただきますが、結論はまだ出ていません。

石田委員　これ延長するにしても、せいぜい1年ということで考えているのですか。

区画整理部参事兼入間市駅北口土地区画整理事務所長　できるものならたくさん延ばしたいのですが、そこまでは待っていただけないということで、今具体的には、できれば2年延ばしていただけないでしょうかという、希望として出させていただいております。私どもとしては、とにかく24年度末までには何とか説得したいのだという希望は持っていますけれども、地権者さんの、先ほど申し上げましたが、熱い思いというのがなかなか私たちの説明ではご理解

がいただけない部分もやはりございます。ご理解いただければありがたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで、議案第84号 平成22年度入間都市計画事業入間市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留をいたします。

ここで休憩いたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時02分 再開

委員長 会議を再開いたします。

次に、議案第85号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

扇台土地区画整理事務所長に説明を求めます。

扇台土地区画整理事務所長 議案第85号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定につきまして、概要をご説明申し上げます。

本事業は、平成5年の認可以来18年が経過したところでございます。多くの地権者のご理解、ご協力をいただき、平成22年度末の整備率は、道路が23.45パーセント、建物移転率は15.38パーセントでございます。

初めに、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。歳入決算事項別明細書の341ページから344ページをごらん願います。

款1事業収入1,869万8,400円は、保留地2区画235平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2国庫支出金1億5,152万円は、社会資本整備総合交付金として受け入れたものでございます。

款4繰入金2億9,288万7,000円は、一般会計より繰り入れたものでございます。

次に、歳出の主な内容についてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書の345ページから348ページをごらん願います。

款2項1目1事業費4億2,372万2,475円につきましては、大事業、調査設計等委託事業及び建物物件調査業務委託13棟を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費でございますが、お手元に配付いたしました図面をごらんいただきたいと思います。朱色の部分が21年度の工事で、青いものが21年度からの繰越工事となって

おります。

街路築造工事といたしまして、扇台4号線街路築造工事ほか10路線、764.38メートルを実施したものでございます。また、汚水工事につきましては、街路築造工事に伴いまして486.40メートルを実施したものでございます。

次に、大事業、物件等補償費につきましては、14棟の建物移転を実施したものでございます。

以上、概要説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

ございますか。

石田委員 市費投入額というので資料をもらったのですけれども、16番なののですけれども、資料の16番。扇台の区画の場合ですと、市費投入額が計画上が185億5,127万円と、22年度までの繰り出しが36億3,134万5,000円で19.57パーセント、20パーセント弱という状況なのです。この状況を見てみると、まだかなりの長期間これからかかるのではないかなと思うのです。それと同時に、現在のような不況の中で、この185億円というのがかなり大きな金額なのです。まして36億円、まだ約150億円弱これから市費を投入しなくてはならないという状況だと思うのです。そうなってくると、かなり思い切った予算の削減なり、期間も非常に長期間になるので、短縮すべきではないかと思いますが、その辺は22年度、何か論議はされたでしょうか。

扇台土地区画整理事務所長 22年度につきましては、現在のところしておりません。ただ、将来的には当然時期もかかるということで、今のところ藤沢と狭山台が完了してくれば、多少うちの扇台と北口に金を回していただけるかなというところですよ。

石田委員 市のほうの財政見ても、非常に厳しい状況がある中で、ある意味では藤沢と狭山台についてもかなりの、92パーセント、85パーセント、それぞれで投入してしまったので、ある程度しようがないのかなと思うのですけれども、これからまだ大半が、8割方残ってしまっているという事業であるだけに、かなり大胆な見直し、できるだけやっぱり予算を削減するというのを何とか検討してもらいたいなと思っているのです。飯能市あたりは、かなり大幅に減らしましたよね、動かさないでいいところは余り家も動かさないような方向に変えたりとか、かなり思い切って変えているので、何かその辺も毎年というわけにはいかないけれども、一定の思い切った見直しも検討していくべきではないかと思いますが、その点はどうかのですか。

扇台土地区画整理事務所長 平成19年度に、うちのほうで事業計画の変更をしました。そのときに、

42億円ほどカットしまして、基本的にはなるべく使える道路、私道なんかについても使える道路についてはなるべく使うような形で、道路を4メートルにして、6メートルにしないでという形で、かなりの見直しをしております。ただ、今後ともやっぱりある程度そういう面では見直しできるところは考えていきたいと思っていますけれども、事業もまだ20パーセントしか済んでいないものですから、これから時間を余り長くかけないうちには、もう少しの事業見直しは考えていきたいと思っています。

石田委員 実質かなり思い切って減らさないと事業としても大変だし、地権者の方も余りにも長期間になるというのは、やっぱりちょっと大変だろうと思うのですが、見通しとしては一応この全体が終わる計画というの、名目的なものではなくて、あくまで実態としてどのくらいを、何年ぐらい先までかかると見ているのですか。

区画整理部長 今年間20棟ほど移転をしております。20棟でこれから推移していきますと、まだかなり大きな年数がかかると考えております。基本的には、今所長のほうから説明ございましたけれども、藤沢と狭山台が終わってきますので、今10棟ふやしていただいて、30棟予定するというので計算しても、単純でも23年かかるという計算でございます。

委員長 ほかにありますか。

金澤委員 報告書の238ページで、ちょっと基本的なことで恐縮なので、教えていただきたいのですが、扇台土地区画整理事務所に関する社会資本整備総合交付金がありまして、2種類あって、補助率が10分の5.5と2分の1と2種類あるのですが、この点についてちょっとご説明していただけますでしょうか。

扇台土地区画整理事務所長 いわゆる通常費という補助金と、あと昔でいう臨時交付金という2つの補助金があります。それで、都市計画道路に対する補助金、用地を要するに買収したとき、もし買収したらということで、その辺の買収したら幾らかかるか、それを補助してくれるのですけれども、その路線によって、通常費でできるところと臨時交付金でできるところがあって、それが通常費だと5割、臨時交付金だと55パーセントという形になっていますので、それをうまく使い分けてやっています。ただ、実際にはその金額というのは決まっていますので、この路線は通常費、この路線は臨時交付金という形になっていますので、それをあわせて申請していますので、1年度に2つの率の補助金が出てきます。

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第85号 平成22年度入間都市計画事業扇台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

次に、議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての審査を行います。

狭山台土地区画整理事務所長に説明を求めます。

狭山台土地区画整理事務所長 議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出の決算認定について、概要をご説明申し上げます。

本事業は、平成5年の事業認可以来17年が経過したところでございます。多くの地権者のご理解、ご協力をいただき間もなく完成を迎えるところでございます。

平成22年度の事業といたしましては、宅地利用の増進及び公共施設の整備改善に向け、区画街路5路線の街路築造工事及び雨水工事、汚水工事ほか5棟の建物補償を実施いたしました。

それでは、歳入の主な内容についてご説明申し上げます。歳入決算事項別明細書の355ページから358ページをごらんください。

款1事業収入5,412万9,100円は、保留地3区画681平方メートルを処分したものでございます。

次に、款2国庫支出金3,890万円は、社会資本整備総合交付金の交付を受けたものでございます。

次に、款3繰入金4億309万7,000円は、一般会計からの繰入金でございます。

次に、款5市債4億7,440万円は、地域開発事業債の借りかえを行ったことによるものです。

続きまして、歳出について主な内容についてご説明申し上げます。歳出決算事項別明細書の359ページから362ページをごらんください。

款2項1目1事業費2億8,925万4,138円につきましては、大事業、調査設計等委託事業として仮換地指定変更作業及び街区・画地点測量業務委託、道路実施設計業務委託、建物等調査積算業務委託等を実施したものでございます。

同じく大事業、工事費につきましては、街路築造工事5路線、延長945.90メートル及び雨水管布設工事1路線、延長190.60メートル、汚水工事として取りつけ管設置工事18件を実施いたしました。

次に、大事業、物件等補償費につきましては、5棟の建物移転補償を行ったものでございます。

次に、款3項1目1元金、大事業、償還元金6億1,780万円につきましては、土地区画整理事業債を償還したものでございます。

同じく目2利子、大事業、償還利子679万5,799円は、土地区画整理事業債の利子の支払いを行ったものでございます。平成22年度末の道路整備率につきましては83.98パーセント、

建物移転率につきましては95.74パーセントとなっております。

以上で概要説明とさせていただきます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

委員長 これより質疑に入ります。

歳入歳出一括して質疑を願います。

関谷委員 22年度末で残っている住宅用地は何件ぐらいでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 3地権者、3棟となっております。

関谷委員 どうやって売っていくのでしょうか、素直に……

〔(保留地)と言う人あり〕

関谷委員 そうです。もう一回、ではお願いします。もう一回同じ質問します。

委員長 大丈夫ですか、関谷委員、もう一回言い直したほうが。

関谷委員 はい。もう一回、では質問します。

保留地で売れ残っている住宅用地は何件でしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 平成23年度以降の残数につきましては、20区画となっております。面積で1万1,791平方メートルです。残りの部分につきましては、17区画が一般の住宅地域で、ほか3件につきましては工業地域等となっております。

以上です。

関谷委員 そのうちの17区画の住宅用地なのですけれども、昨年度の決算特別委員会でもどうやって売っていくのかなと、駅からも遠いしなどというようなことがあったと思うのですが、待っていて売れるという感じではないと思うのですが、どのような対策を考えていらっしゃるのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 20区画残っておりますが、ことしにつきまして6区画を販売したところ、3区画売れたという現状がございます。確かになかなか売れないということでお話をさせてもらっているのですけれども、すべて売れないというわけではございませんので、計画的に保留地があいたところ、売れるところを徐々に売っていくと、これは当然PRの問題とか、市報や住宅展示場などを通じてPRしていくというような形で、いろいろな形を考えながら売っていくという形で考えております。

関谷委員 今のご答弁ですと、PRを充実していくということかと思いますが、PR以外に考えていることはございますか。例えば交通の便をどうするかこうするか、そういったPR以外の対策はあるのでしょうか。

狭山台土地区画整理事務所長 特に考えてはございません。あくまでも保留地ですので、それを売っていくと。最終的に、売れ残ったらどうなるかという問題はあるかもしれませんが、少しずつ積極的に、徐々にであっても売っていくという形になるかと思っております。

委員長　ほかにありますか。

石田委員　今のお話の中で、もう一つ住宅用地以外で工業用地あると思うのですが、その保留地の残りというのはどんな状況ですか。

狭山台土地区画整理事務所長　大きなものではなくて、つけ保留地という形で3区画残っております。ことし2区画売れまして、残りは1区画という形になります。工業地区については、1区画が残っているという形になります。

石田委員　つけ保留地で、その隣の地権者に買ってもらうしかないと思うのですが、残ってしまって、その解決というのは見通しあるのですか。

狭山台土地区画整理事務所長　私どもの区画整理事業は15年を超えている事業で、いろいろな、その間に当然地権者との交渉と申しますか、話し合いができていますものですから、買ってもらえるという前提でやっております。それで、3区画残っていて、2区画はもう売れましたので、残り1区画についても買ってもらうという前提で、今交渉をしているところです。

石田委員　そのことはわかるのですが、だから残った1区画を処分できない理由というのか、例えば単価が折り合わないとか、そういう理由、何かあるのですか。

狭山台土地区画整理事務所長　いつまでに買ってくれとかというお話はまだしていないのですが、経済状況、社会状況、会社の事情等あるので、そこら辺は買ってもらう方はもう決まっておりますので、なるべくならば早い時期に買ってもらうのがいいのですが、区画整理終わるまでには買っていただく、当然近い近年のうちに買っていただくような形になるかと思っております。

石田委員　そのつけ保留地については、何とか処分できるという方向になるのかと思っておりますが、住宅用地等も残っている中で、今後の市費の投入額というのは、事業計画の上で61億702万5,000円というのが計画になっています。これは、ふやさなくて済むというふうに考えていいですか。

狭山台土地区画整理事務所長　現状では、計画の範囲内で進めていくという形で考えております。事業費を、工事を見直したり、残り少ないのですが、なるべく一般会計からのほうは繰り入れをもらわないように、なおかつ保留地がまだ8億円ほど残っていますので、現在ベースで。ですから、そういったものをすべて処分するという形で、なるべく一般会計のほうには頼らないという形で考えております。ただ、まだ事業期間が5年間残っていますので、その間に売れるか売れないかという問題もあるのですが、今の時点ではそういった形で考えております。

石田委員　いずれにしろ、本来ですと当初は104億円ぐらいですか、たしか。保留地処分だけでもそのくらいに売り上げがなるというような話の中で、それが四十数億円で減ってしまったという中で、61億円の市費投入額という計画になっていますので、これ以上は絶対にふやさない

ようをお願いしておきたいと思います。

以上で終わります。

委員長　ほかにございますか。

金澤委員　確認したいのですけれども、この区画整理地内のガス管等の地下埋設物の占用料、22年度は幾らになっていきますか。

狭山台土地区画整理事務所長　占用料は取っていないという形です。

金澤委員　おかしいですね、去年かおととしだと思うのですけれども、ガス管の地下埋設物については、やっこの段階で整備率が進んだので、取りますという話が出てきて、それについて公明党市議団として、ほかの例えば藤沢土地区画整理なんかと比べると取るのが遅かったのではないかというような指摘をさせていただいたというふうに私記憶しているのですけれども、まだ取っていないのですか。

区画整理部長　藤沢の区画整理は、もう既に取っておりますけれども、藤沢については市道認定をしておりますので、占用料が取れるということでいただいています。狭山台については、まだ市道認定しておりませんので、占用料はもらっていないという状況でございます。

金澤委員　ちょっと記憶が違っているのですかね、ではあくまでもそのとき指摘したというだけだったのですかね。ある意味、では聞き返しますけれども、いつ、では市道、これかなりでき上がっていますよね、これ最終的に周辺の舗装したものをもう一回拡幅したりとか整備するだけに終わっているのですけれども、とっくの昔に市道認定して、さっさと占用料をいただいてもおかしくないのですけれども、改めて聞きますけれども、いつ市道認定して占用料をしっかりといただくのですか。

委員長　ここで休憩いたします。

午後　２時２６分　休憩

午後　２時３０分　再開

委員長　会議を再開いたします。

狭山台土地区画整理事務所長　建設部道路管理課担当と協議しまして対応したいと思います。

委員長　ちょっと待ってください。対応して協議する、協議して対応していくということはどういう意味、その後は。

狭山台土地区画整理事務所長　早い段階で管理課、建設部の道路担当と協議し、進めてまいりたいと思います。

金澤委員　これ一刻も早く、歳入がふえるわけですから、区画整理事業として市費を投入したものがきちんとはね返ってくるということでは、やっぱり区画整理事業としても厳しい中、これは一生懸命やっていただきたいのですけれども、これは正直言って私から見ると、街路築造が

もう83パーセント終わっているわけですよ、これだけでき上がっている状態で道路認定して占用料取らないでいるというのは、逆になぜですか。ある意味なぜか、理由と、ではどのタイミングでやるという取り決めすらないのですか。

区画整理部長 部の中では、そういったいつの時点でという話はまだまとまっていないのですけれども、基本的には今委員さんのご指摘のとおり、ある程度もう完成に近いという形ですので、今後少しその辺の時期についてもちょっと検討していきたいというふうに考えております。

金澤委員 だから、検討していくのはいいのですけれども、そもそもの区画整理部でこれだけお金をかけているのだから、早く回収するのは民間だったらしますよね、一刻も早く回収する。だから、市として、区画整理部として道路認定をするタイミング、基準、例えば何パーセント整備したら取るのだとかいう基準がないのですかと聞いているのです。

区画整理部長 現在基準等は持っておりません。

金澤委員 そうすると、何を基準にされるのですか。今協議するとおっしゃいましたが、いつ、どのタイミングで決めるのですか。これは、だって狭山台だけではなくて、北口だって扇台だってまだ残っているわけですよ。どうされるのですか、これ。

区画整理部長 狭山台にしても、あと完成間近ということがございますので、時期的なものというのはなかなか、いつがいいのかなとはっきり今お答えはできないのですけれども、やはり占用料を取れる状況というのが多分あると思います。その中で、やはり今管理課のほうと協議があるのですけれども、その中でいつごろがいいのかというのは、まだ検討の段階かなと思っています。基本的にはもう道路は使えて、そういった占有者のほうにもそういう占有させるわけですから、いつの時点というのはなかなか、そのガス管の業者のほうも、あと先行投資という意味でも布設がございますので、その辺ちょっと協議というのが必要かなと思っています。

金澤委員 余りくどくどやってもあれなのですけれども、これだけ舗装されているわけでしょう、舗装されていない道路なんてほとんどないわけでしょう。逆に皆さんの努力で、職員の努力と地権者の努力でここまで完成したわけなのですけれども、では占用料が取れない状況、取れる状況というので、では取れる状況って何ですか、どのようにお考えですか。だって、これ占用料取ったら結構な金額でしょう、これだけの面積。

区画整理部長 かなり住宅も張りついたり、工業団地もついていますので、今占用かけることは可能だと思っています。

金澤委員 少なくとも今の状態であれば、もうかけることは可能だというふうに答弁理解しましたけれども、これ建設部、道路のほうと協議していただいて、議会のほうに道路認定の出していただいて、占用料をしっかりと取るように、これ一刻も早く進めていただきたいと思います。ちなみに、これ金額幾らなのかは試算出ています。

区画整理部長 現在のところ試算はしておりません。

金澤委員 試算も含めて大至急お願いいたします。

委員長 よろしいですか。

金澤委員 はい。

(※道路認定及び占用料の質疑については、11月1日の委員会にて答弁の訂正あり。)

委員長 ほかにありますか。

〔(なし) と言う人あり〕

委員長 なければ質疑を終結いたします。

これで議案第86号 平成22年度入間都市計画事業狭山台土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を終結いたします。

なお、討論、採決は、水道事業会計の質疑が終了するまで保留いたします。

△ 次会日程の報告

委員長 以上で本日の審査日程は終了いたしましたので、次会の日程について報告をいたします。

次会は、11月1日午前9時30分から、協議会をした後、水道事業会計の審査を行います。

△ 散会の宣告 (午後 2時36分)

委員長 これで本日の委員会を閉じて散会いたします。

本日はご苦労さまでした。

△ 署名

以上審査の次第は、正確なることを証するため、ここに署名する。

決算特別委員会委員長 金子俊雄